



時報 しやりんけん

第7号
2014

南山大学社会倫理研究所

ONLINE

もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 丸山 雅夫 1

特 集

第7回社会倫理研究奨励賞	1
全体講評	野家 啓一 2
審査員賞・最終候補論文講評	3
第7回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿	
宗教批判の自由と差別の禁止—イギリスの事例を参考に	村上 玲 4

イ ン タ ヴ ゥ ー

龍谷大学アフラシア多文化社会研究センター	清水 耕介 他 8
----------------------	-----------

学 界 報 告

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム	
「今、子どもを想う—児童保護における国と家族の役割」	鈴木 真 12

活 動 報 告

2013 年度懇話会・講演会報告	16
「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告	竈橋 一輝 26
世界を覆うアポリアと理想の行く末を求めて	
—「国際社会」と倫理」研究プロジェクト活動報告	大庭 弘継 30

社 会 倫 理 の 道 標

現代コミュニタリアニズムを理解するために	菊池 理夫 34
コンゴ訪問記	大庭 弘継 38

研 究 所 活 動 記 録

平成 25 年度（2013 年度）活動報告	44
研究所主要スタッフ研究業績	47
研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録	50
南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト相関マップ 2014	54
編集後記	56

ご挨拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

2013年度における社会倫理研究所の活動報告の総括として、『時報しゃりんけん』第7号を公開いたします。多くの皆さんからの幅広いご協力をいただいた結果、2013年度も、例年と同じように、懇話会・講演会・シンポジウム・プロジェクト活動を中心として、活発な事業活動を展開することができました。その分、『社会と倫理』、『時報しゃりんけん』、各種の報告書の編集作業を担当する若手研究者に大きな負担を強いる結果になってしまい、申し訳なく思っております。

研究所の目玉である社会倫理研究奨励賞も、数は必ずしも多くはありませんが、力作が揃うようになり、一編だけを選定する作業に苦慮する嬉しい事態が続くようになっておりました。そこで、2013年度からは、奨励賞のほかに、新たに審査員賞を設けることにしました。これによって、社会倫理研究奨励賞が、これまで以上に、若手研究者の研究活動に対する一助となれればと願っております。

今後とも、多くの皆さんのご協力とご支援をいただき、研究所の活動を今まで以上に活発化していくことができますよう、お願い申し上げます。

特集

第7回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第7回の募集は、2012年12月1日から2013年11月31日までに日本語で公開された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて10篇の応募がありました。そして、2014年2月5日、第7回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、「社会倫理研究奨励賞」受賞論文は、

村上玲「宗教批判の自由と差別の禁止—イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪扇動罪への転換に関する考察—」

（『阪大法学』第62巻第5号、233-250頁および同第62巻第6号、135-155頁、2013年）と決定致しました。

また、今回から設けられた「審査員賞」受賞論文として次の1篇が選定されました。

水谷 仁「『価値』の行方—中期ヴェーバーにおける政治の「意味」—」（『名古屋大学法政論集』第251号、43-92頁、2013年）

なお、最終候補論文は以下の3篇です（順不同）。

稲村一隆「自由主義と弁証法—ジョン・ロールズの反照的均衡について—」（『思想』第1072号、岩波書店）

佐々木拓「依存の責任論：ヤッフェの補償負担説と脳神経科学的依存理解」（『倫理学年報』第62集）

恒木健太郎「機械化された人間と独裁—カルヴァン像の一系譜」（青地伯水編『啓蒙と反動』春風社）

第7回社会倫理研究奨励賞選定委員会

野家啓一【委員長】	東北大学名誉教授	哲学・倫理学、科学社会学・科学技術史
瀬口昌久	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	古代哲学、技術者倫理
安藤史江	南山大学大学院ビジネス研究科 教授	経営組織論、組織学習論
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
山田哲也	南山大学総合政策学部 教授	国際法
大庭弘継	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	国際政治学
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学、応用倫理学
マイケル・シーゲル	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	社会倫理学、和解学
鈴木 真	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	哲学、倫理学

全体講評

第7回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 野家啓一

南山大学社会倫理研究所が主催する「社会倫理研究奨励賞」の授与も今年度で第7回を迎えることになった。今回授賞された村上玲さん並びに水谷仁さんには心よりお祝いを申し上げる。最初に選考プロセスについて説明しておきたい。

本年度の候補論文募集は2013年8月に開始され、12月10日に締め切られた。募集要項には「本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります」と記されている。まさにその通り、多様な分野にわたる応募作品が10篇寄せられた（数としては、ほぼ例年通り）。その中から（著者名を伏したまま）昨年12月20日に7名の予備審査委員によって一次審査を行い、5本の候補論文が選定された。その結果を受けて本年2月5日に選定委員会を開催し、活発な意見交換の結果、以下の2本の論文に、それぞれ「社会倫理研究奨励賞」および「審査員賞」を授与することに決定した。以下では、選定委員会で指摘された事柄を軸に講評を述べることにする。



第7回社会倫理研究奨励賞

村上 玲（大阪大学大学院法学研究科 法学・政治学専攻 博士後期課程）

受賞論文「宗教批判の自由と差別の禁止—イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪扇動罪への転換に関する考察—」（『阪大法学』62巻5号及び6号、2013年1月及び3月）

【講評】

イギリスに2008年まで存在した「神冒瀆罪」の廃止と、それに代わる「宗教的憎悪扇動罪」の創設という興味深いテーマを、具体的事件と判例に基づいて再構成し、歴史的プロセスを明らかにするとともに、論争点を浮き彫りにした意欲作である。考察の対象は歴史的事象でありながらも、その射程はヘルマン・ラシュディの『悪魔の詩』事件、9・11以降のイスラム教排斥の動き、日本における在日韓国人に対する「ヘイトスピーチ」問題などにも及んでおり、現代的意義も十分に備えている。学術的な厳密さとアクチュアリティの双方に軸足を置きつつ議論を展開している点が高く評価された。ただ、結論部分でわが国の「表現の自由」をめぐる状況に触れ、今後の対応についても言及されているが、この部分は少々短絡的な印象を免れず、「刑罰規定による規制の是非」や「刑法の最終手段性」などについては、さらに立ち入った考察が期待される。そうした瑕瑾はあるものの、全体としては社会倫理の論文として受賞に値する優れた作品である。

審査員賞

水谷 仁（名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程）

受賞論文「『価値』の行方—中期ヴェーバーにおける政治の『意味』—」（『名古屋大学法政論集』第251号、2013年9月）

【講評】

これまでのヴェーバー研究の成果を踏まえながら、「価値」と「生の意味」をキーワードに、新たな中期ヴェーバー像を描き出そうとした力作である。前半部がやや祖述に流れているのに対し、後半部ではヴェーバーのロシア革命に対する関心や、「自由」を実現しようとする自治組織「ゼムストーヴァ」に対する共感を掘り起こし、そこにヴェーバー自身の価値意識と「生の意味」の方向性を読み取った功績は大きい。その意味で、学術性については申し分ないが、社会倫理の論文としてはややアクチュアリティに乏しいことが惜しまれる。無理に現代の問題と結びつける必要はないが、論述の行間から現代の問題意識がにじみ出るような書き方が望まれる。また望蜀の言を述べれば、ヴェーバーのロシア革命理解が、現在のロシア史研究の成果に照らしていかなる水準のものであったのかに言及があれば、考察はより深まったものと思われる。



審査員賞・最終候補論文講評

最終審査では、上記2論文のほかに以下の3論文が検討の対象になった。いずれも予備審査を通過した佳作であり、それぞれに今後の課題という観点から簡単にコメントを加えておきたい。

稲村一隆「自由主義と弁証法—ジョン・ロールズの反照的均衡について—」

【講評】

ロールズの「反照的均衡」の概念を、古代以来の弁証法という観点から解明しようとした篤実な論文。学術性は高いが、アクチュアリティの面ではいま一つ迫力に欠ける。またヌスバウム、マッキンタイア、J.S. ミルなどさまざまな弁証法理解が対置されているものの、肝心のロールズが依拠する「弁証法」の像が明確に描けていないとはいえない。

佐々木拓「依存の責任論：ヤッフエの補償負担説と脳神経科学的依存理解」

【講評】

倫理的責任論を脳神経科学の最新の知見を援用して再構成しようとする意欲的な試み。ただ、論文全体が紹

介と祖述に終わっている感があり、「責任」についての著者のオリジナルな主張が見えにくい。また「依存」をめぐる脳科学的知見からいかなる「哲学的含意」を引き出すかについても、もう少し立ち入った議論が望まれる。

恒木健太郎「機械化された人間と独裁—カルヴァン像の一系譜」

【講評】

教科書的な定型のカルヴァン像を根底から覆そうとする挑戦的な論考であり、選定委員会では受賞論文に次いで評価が高かった。ただ、発表媒体の性格ゆえか、学術論文というよりは解説的エッセイであることが惜しまれる。また、偶像破壊の論拠が一次資料（カルヴァン自身の論著）ではなく、二次資料（ツヴァイク、ヴェーバー、フロムらの著作）である点も、説得力を弱めている。

以上の3作品は、授賞には届かなかったとはいえ、いずれもこれからの展開の可能性を秘めた作品であり、今後いっそうの研鑽と精進を期待したい。■

第7回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿

宗教批判の自由と差別の禁止—イギリスの事例を参考に

第7回社会倫理研究奨励賞受賞 村上 玲

この度は第7回社会倫理研究奨励賞を賜り、誠にありがとうございます。このような栄誉ある賞を頂き、大変光栄に存じます。

「宗教批判の自由と差別の禁止—イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪扇動罪への転換に関する考察—」と題する本論文は宗教表現に関するイギリスの法制度について考察したことになります。

1. 問題の所在

これまで宗教に関する表現はたびたび世界中から注目され、ムハンマド風刺画事件の際は、信教の自由を重んじるイスラム諸国と、表現の自由を重んじる西洋諸国という観点から報道等がなされました。しかし、問題の起点となったデンマークを含むヨーロッパ諸国の法制度をみると、宗教表現に関する規制を有している国が多くあります¹。特に、昨今、日本でも注目される差別を唱道する表現——この中に今回の論文のテーマである宗教批判も含まれるわけですが——については、国単位だけでなく、ロシア・東欧・トルコも含む47か国を構成国とする欧州評議会が構成国全体での違法化を目指しています²。また、欧州評議会の構成国は基本的人権の保護等を目的とした欧州人権条約を批准しており、当該条約の保障を確実なものとするため、欧州人権裁判所は構成国による人権侵害を審査しています。

その欧州人権裁判所はこれまで宗教批判を含むヘイト・スピーチの中に分類された表現については権利としての表現の自由を認めていませんでした³。

他方、宗教に関する表現を直接規制するような法制度を日本は持っていません。無論、日本は世界的な人権保障のための条約である国際人権規約の自由権規約を批准しており、同条約第20条の「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律

で禁止する。」という義務を負っていますが、政府は当該義務の履行には現行法規で対処できる⁴と説明しています。また、裁判所のスタンスについても判例が少なく、明らかではありません。

このような日欧の歴史的背景の中で、イギリスでは近年、社会情勢の変化や欧州人権条約と国内法の適合性問題を考慮し、キリスト教だけを保護していたコモン・ロー上の神冒瀆罪を廃止し宗教的憎悪扇動罪を制定するという大きな制度変更を行いました。本研究はこの制度変更での議論にスポットを当て、ヘイト・スピーチ問題を抱える日本にとっての宗教批判に対する表現の自由のあり方を模索しようとするものです。

2. 神冒瀆罪の概要

イギリスでは犯罪について、成文法典に規定されている罪と、判例によってその罪の成立要件が確立されてきたコモン・ロー上の罪という2種類の罪が用いられています。このなかで、イギリスでは古くから宗教に関する表現について、神冒瀆罪 (blasphemy) と神冒瀆的文書誹毀罪 (blasphemous libel) が用いられてきました。ここでは、両方を指す総称として神冒瀆罪という言葉を使いたいと思います。

神冒瀆罪の歴史を見てみますと、1529年から始まったヘンリー8世による宗教改革以前では、神冒瀆罪は宗教上の罪として教会が裁判を行っていました。宗教改革によって神冒瀆罪が普通の裁判所で取り扱われるようになって以降、英国国教会およびキリスト教を冒瀆することは国家転覆を図るのと同義と解されていました⁵が、19世紀以降になると、この認識は否定される⁶ようになりました。

神冒瀆罪が適用される宗教については、英国国教会を中心としたキリスト教のみになります。このため、キリスト教全体を攻撃する表現には神冒瀆罪が適用されるも

1 Venice Commission, 'Report on the Relationship Between Freedom of Expression and Freedom of Religion: the Issue of Regulation and Prosecution of Blasphemy, Religious Insult and Incitement to Religious Hatred' CDL-AD(2008)026.

2 Committee of Ministers, 'Recommendation No. R (97) 20 of the Committee of Ministers to Member States on "Hate Speech"', Recommendation No. R (97) 20.

3 Norwood v. the United Kingdom ((dec.), no. 23131/03, ECHR 2004-XI)

4 外務省「規約第40条(b)に基づく第5回報告に関する自由権規約委員会の事前質問に対する政府回答」40頁 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kaito.pdf (2014年3月11日アクセス)

5 *R v Taylor*(1676) 1 Vent 293, (1676) 86 ER 189, (1676) 3 Keb 607.

6 *R v Ramsay and Foote* (1883) 15 Cox CC 231.

の、英国国教会を擁護するために他のキリスト教宗派を攻撃した場合は神冒瀆罪に問われず、キリスト教以外の宗教については神冒瀆罪が適用されないという状況にありました。

神冒瀆罪が適用される表現については、判例の展開によって「穏当で節度があり礼儀正しい様式で」⁷提示されておらず、「秩序紊乱を引き起こす」⁸という要素が必要とされています。また、責任要件については、当該表現を公表する若しくは公表しようとした意図⁹のみで足りるとされており、刑罰は裁判所の裁量による罰金と投獄刑が科せられていました。

3. 神冒瀆罪の問題点

神冒瀆罪はこれまで何度も改正・廃止の提案がなされ、以下の3点が指摘されていました。すなわち、第一に、最後の有罪判決が1979年であるように、神冒瀆罪自体が時代錯誤な古風な法律と化していたことです。第二に、公共の場での品位に関する法および公共秩序罪に関する法はすでに制定されているため、公共の場での許されがたい振る舞いがはびこる恐れがないということです。第三に、もはや神は法による保護を必要としていないという認識を多くの人々が持っていることでした。

7 *R v Hetherington* (1840) 4 St.Tr.N.S. 563.

8 *R(on the application of Stephen Green) v The City of Westminster Magistrates' Court* [2007] EWHC 2785 (Admin).

9 *R v Lemon, R v Gay News Ltd* (1979) AC 617.

さらに、欧州人権条約を国内法化する Human Rights Act 1998 の制定によって、条約との適合性に関する3点の問題点が指摘されるようになりました。すなわち、第一に、神冒瀆罪はコモン・ロー上の刑罰であるがゆえに、裁判所の判断が示されるまでは犯罪行為等が明確でないため、罪刑法定主義の原則を定める欧州人権条約7条に抵触する恐れがあるということです。第二に、この何が犯罪に該当するかわからないという不明確性が欧州人権条約第10条によって保障される表現の自由への侵害にも該当する恐れがあることです。第三に、神冒瀆罪が英国国教会およびキリスト教のみを保護し、他の宗教を対象としていないという法の差別的な適用をしているため、欧州人権条約第14条が定める差別の禁止に該当するという問題点があり、また、宗教によって異なる取扱をしているということになるため、信教の自由を保障する欧州人権条約第9条にも抵触することにもなります。

4. 宗教的憎悪扇動罪の創設

1994年以降、神冒瀆罪に代わる刑罰として宗教的憎悪扇動罪の制定が主張されるようになっていました。イギリス国内には、関連する法規制として、コモン・ロー上の罪としては、扇動罪 (seditious libel 及び sedition) と公的迷惑罪 (public mischief) が、また制定法上の罪としては、Public Order Act 1986 が定める人種的憎悪扇動罪等が存在しています。しかし、コモン・ロー上の扇動罪は



1960年代に罪の成立要件が厳格化されたため、本罪で訴追されることはほとんどないといわれています。公的迷惑罪についても、罪の成立要件が曖昧であるため、裁判所に恣意的な判断をしようする権限を与える可能性という問題点があり、検察官が本罪での訴追を回避しているため、適用事例もあまりないとされています。また、人種的憎悪扇動罪は皮膚の色、人種、国籍（市民権を含む）、種族的・民族的出身によって定義される個人から成る集団に対して、人種的憎悪を扇動することを意図して「威嚇的な (threatening)」、「口汚い (abusive)」または「侮辱的な (insulting)」言葉や振る舞い (18条) 等を罪としています。このことから、その適用対象が民族と同義に捉えられているユダヤ教等の宗教信徒は本罪によって保護されるのに対し、イスラム教等多民族で構成される宗教信徒は本罪では保護されないという差別的な適用がなされていました。さらに、2001年に起きた9・11米国同時多発テロの影響を受けてイギリス国内でのイスラムフォビア（イスラム嫌悪）が社会問題化したため、宗教的憎悪扇動罪の制定がより強く求められるようになりました。

このような状況を受けて、宗教的憎悪扇動罪の制定をマニフェストに掲げた労働党が2005年の総選挙に勝利したため、Racial and Religious Hatred Act 2006によって宗教的憎悪扇動罪は1986年の公共秩序法第3A部に追加されることになりました。

この宗教的憎悪扇動罪は、個人の住居内で他人が見聞きしていない場合を除き、公的および私的な場所 (29B条 (2)) で宗教的憎悪を扇動することを意図して、宗教的信条を持つ人々および持たない人々の集団 (29A条) に対する「威嚇的な」言葉や振る舞いを用いること (29B条 (1)) 等を犯罪行為としています。ただし、表現の自由との調整を取るため、適用対象を「威嚇的な」表現のみに限定したうえで、29J条において、特定の宗教や信条、信仰体系等に対する、議論、批判若しくは反感、嫌悪、嘲笑、侮辱を表現することを禁止、又は制限するといった影響を与えるものではないと規定しています。

本罪に対しては、適用対象が限定化されたため、訴追見込みがほんの僅かになってしまったとの批判¹⁰や、すでに憎悪扇動罪を規制する一般刑法規定が十分に存在していることを理由として、これ以上表現の自由を制限する規制は不要とする意見¹¹があります。

5. 神冒瀆罪の廃止

神冒瀆罪廃止の契機は、Jerry Springer 事件¹²だとされています。この事件は、2003年から2006年にかけてテレビ放送された、トークショー形式の舞台“Jerry Springer: the Opera”の第2幕が問題となり、キリスト教団体の幹部であるStephen Greenが番組ディレクターらに対し私人訴追を行おうとして召喚状を治安判事に申請したところ、Theatres Act 1968の2条(4)に、舞台演劇に関しては、わいせつや道徳的に有害な振舞い等を罪の本質とするコモン・ロー上の刑罰に関する振舞いは訴追されないとする除外規定があり、Broadcasting Act 1990に、テレビ番組についても同様の条項があることに加えて2年にわたって放送されたこの番組に対しては“社会を蝕む”といった公共秩序を害するという趣旨の証言がないこと等の理由により、神冒瀆罪にあたるとの一応の (prima facie) 証明がないため、召喚状の申請が棄却されたというものです。

2007年12月5日に下されたこの判決によって、神冒瀆罪では演劇やテレビ番組を規制することができないことが明らかになったため、イギリス政府は翌2008年1月9日に神冒瀆罪の廃止を提案し、2008年5月8日に成立したCriminal Justice and Immigration Act 2008が同年7月8日に発効したことによって、神冒瀆罪は廃止されるに至りました。

6. おわりに

これまでイギリスの法制度の転換について述べてきましたが、宗教に関する表現について、わが国がどうなっているかということについて触れさせていただきたいと思います。

宗教に関する権利としては、憲法20条が保障する信教の自由のほかに「宗教上の人格権」若しくは「宗教的人格権」と呼ばれる権利が主張されています。

この権利は、「静謐な宗教的環境のもとで信仰生活を送るべき法的利益」を内容としていますが、この権利について最高裁は「信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰を持つ者の信仰にもとづく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であること」¹³を要請し、宗教上の人格権についてその法的保護を認めていません。

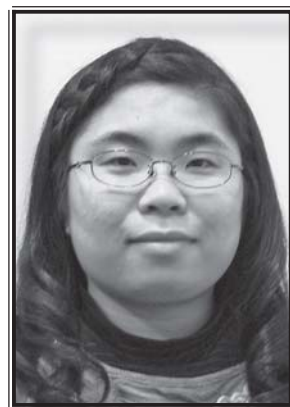
10 Russell Sandberg and Norman Doe, 'The Changing Criminal Law on Religion' (2008) 161 Law & Justice 88, 95.

11 Ivan Hare, 'Crosses, Crescents and Sacred Cows: Criminalising Incitement to Religious Hatred' (2006) Public Law 521, 534.

12 Green (n 8).

13 自衛官合祀拒否訴訟大法廷判決 (最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁)

受賞者プロフィール



むらかみ れい
村上 玲

島根大学法文学部法学科卒業、愛媛大学
大学院法文学研究科修士課程（綜合法
政策専攻）修了、現在、大阪大学大学
院法文学研究科博士後期課程（法学・政
治学専攻）在学中。

研究領域

憲法、表現の自由、差別的表現

主要業績

「宗教批判の自由と差別の禁止（一）—イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪扇動罪への転換に関する考察—」（受賞論文）
「宗教批判の自由と差別の禁止（二）—イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪扇動罪への転換に関する考察—」（受賞論文）

また、刑事規制については宗教的な憎悪の扇動そのものを直接的に処罰する規定がないため、宗教に関する表現が他の刑事規定に抵触した場合にはじめて訴追されることになります。

他方、表現の自由も絶対無制約な自由ではないことにも留意しなければなりません。

加えて、昨今、我が国を取り巻く社会状況は大きく変化しつつあり、インターネットの普及によって、人は全世界に向かって発信されていることを意識しないまま情報発信を行っている状況にあります。また、少子化を受けて、労働力不足を補うために異なる文化的背景を持つ外国人労働者の受け入れが始まっています。

昨今、ヘイト・スピーチ問題が我が国においても顕在化していますが、社会の変化を踏まえた上で、不必要な、表現の自由を侵害するような規制を策定せずに済むよう、きちんとした議論を積み重ねることが必要だと考えます。また、この規制を必要としない環境を維持するためには教育が肝要であり、法規制が必要とされないことが望ましいと私は考えます。

以上このような報告の機会をくださった南山大学並びにミカエル・カルマノ先生、社会倫理研究所所長丸山雅夫先生、当該賞の選定委員会委員長の野家啓一先生をはじめ、選定委員会の諸先生方に心から感謝いたします。この度は本当にありがとうございました。■

龍谷大学

アフラシア多文化社会研究センター

清水耕介

×

大庭弘継

+ W. ブラドリー+大瀧正子+松井智子

+奥田太郎+鈴木真

2014年2月19日、第一種研究所員である大庭、奥田、鈴木は、龍谷大学アフラシア多文化社会研究センター（以下、アフラシア、滋賀県大津市瀬田）を訪問し、清水耕介氏（センター長、国際文化学部教授）、ウィリアム・ブラドリー氏（国際文化学部教授）、大瀧正子氏（ポスト・ドクター）、松井智子氏（RA）にお話を伺った。

アフラシアは、「紛争当事者間の相互理解と和解」を目指し、移民論、コミュニケーション論（言語学／言語教育を含む）、そして国際関係論の三つの軸から研究を進めている。

センターの特徴

（事前を送付したペーパーを念頭に）Q：アフラシア多文化社会研究センター（旧名称：アフラシア平和開発研究センター）を開設することになった経緯をお聞かせ下さい。また、アフラシアの名前に至る経緯やセンター設立の構想の端緒なども伺えれば幸いです。

清水：先日文科省のプロジェクトの中間報告で資料を準備しておりますので、それに従ってお話します。わたしで三代目の所長。いったん五年で終わって、再スタートしたのが今の体制です。

このセンターの構想は、国際文化学部の中で、アジアで何か出せないか、というところから始まりました。そのうえで、アフリカ研究の人も多いので、加えて何かやれないか、と。つまり、アジア・アフリカで持っているローカルなもので新しいパラダイムを出せないか、非西洋型ということにこだわっておりました。

そして、前身の平和開発研究センターの主眼は紛争解決であり、それで5年間やってみました。それでわかったことは、単なる紛争解決を求めるだけではダメだということでした。紛争を止めることはできる、しかし止めたところでまた起こってしまう。それを起こさないようにするにはどうすべきか。そこで、単なる紛争の解決だけではなく、紛争の後の和解を探求する現在の体制となりました。つまり、軸足を紛争解決から紛争和解へと移していったわけです。

この和解を考える際に重視したのが、公共性と対話可能性であり、具体的にはコミュニケーション能力に焦点を当てております。

Q：三つの班（1班：人の移動が生み出す社会・文化変容と紛争和解、2班：コミュニケーション・言語教育政策および言語政策による対話可能性の創出、3班：政治経済における制度化の批判的考察による多文化社会の政策提言）に分けて活動を行っておられますが、移民、言語、国際関係に焦点をあてた意図についてお聞かせください。

清水：なぜ、移民、言語、国際関係なのか。まず具体的な現場を考えた際に、移民に行き着いた。理論を考えた際に国際関係を挙げました。移民、つまり人の移動は、具体的な紛争が生じている現場を意味しています。一方で理論化や抽象化するのが国際関係の役割。だがこの二つだけでは、まだ距離があります。そこで具体と理論を結びつけるために、言語、特に言語教育に焦点を当てました。つまり公共性を担保するための鍵が、言語と言語教育という位置づけです。

研究成果（1班について）

清水：1班（ヒトの移動）の研究成果で分かったのが、女性のネットワーキングが身を守る役割を果たすということです。ここがすごく面白い。思っていた以上に、女性個人の安全保障に大きく寄与している。

大庭：それは女性同士が実際に集まって情報交換したり、

ITネットワークを介して集まったりなど、様々なコミュニケーションを含んでということでしょうか。

清水：いろいろです。比較的情報のやり取りが大きい。

大庭：それはあそこではモノが安いとか…

清水：ビザの取り方とかいろいろです。何かあったときに、どこに行けば助けてくれるなど、そういう情報が非常に有益だと。

大庭：情報交換の仕組みが今まではなかったということですか。

清水：というよりも（学術的に）フォーカスが当たっていなかったということです。

大瀧：交換される情報として、たとえばフィリピン人の介護士やナースがアメリカに渡るためのビザ入手方法などの情報、エンターテイナーなどがどのような国を経由してアメリカへ渡るのかなど、また人身売買に巻き込まれないための情報などが交換されていました。

大庭：うまい話に騙されないようにということでしょうか。

大瀧：自分たちで、仲介団体をつくったりして、自分たちの手でルートを確認する。家事労働などで、香港に渡るためのルート、残された子供たちをどう育てていくかという点も情報交換されていました。

清水：一般的にマージナライズ（周辺化）された人々は弱い人々だという印象を持つかもしれませんが、実際には、うまく保護することが難しい部分にこのネットワークが働いていることが判明しました。

研究成果（2班について）

清水：2班は言語教育にフォーカスを当てました。例えば、日本の中で第二言語教育は英語になっています。だがなぜ英語なのか。例えば、滋賀の事例では、ポルトガル出身の子供たちが多い。朝鮮学校の生徒たちには、日本語、朝鮮語、英語などを教えている。どの言葉をどう教えていくのか。政府、日本や北朝鮮との関係の在り方も重要です。

外国語教育というどうしても英語教育を連想しがちですが、それでよいのか、と考えています。言語教育で重要となるのが国との関係ですが、逆に国民国家を崩していくような言語教育もありうるのではないかと。

その中で、英語に関していえば、ワールド・イングリッシュ理論にも着目しています。きれいな英語でなくてもいいじゃないかと。英語を母語としない人々が話す英語を、英語を母語とする人々が理解していくべきではないかと。そこからマルチリンガリズム

ムへと関心が進んでいる状況です。

大庭：ここでいうマルチリンガリズムとは、どんな言語でもしゃべればいいという意味ではないですよね。グローバルに活躍すること以前に、自分が生きていく場所で必要とされる言葉を身につけるべきではという意味でしょうか。

清水：必要な言語を身につけていく、という意味です。

でも国のレベルで言うと、国はそれをよしとしないというところもあって。日本に住むのであれば日本語をきちんと話さないというのもあるし、国際的に活躍するためには英語も話さないという方向があります。でも生活の場ではポルトガル語を話している。こういったズレが存在するときに、どう言語政策を構築していくべきか。グローバルに活躍する以前に、違和感のある国家の中でいかに生きる術を身につけるかが問題となります。

ここで出てくるのは一種の権力関係というのか、ありがちかもしれませんが、普遍的なもの押しつけようとする側と、それに対するローカルな反抗を観察できました。

大瀧：言語はアイデンティティと強くつながっています。アイデンティティの形成に言語がどうかかわっているのか、という視点も必要だと思います。

研究成果（3班について）

清水：そして3班（国際関係）ですが、私なんかはかなり好き勝手にやらしてもらって、ブラッドリー先生がかなりまとめて動いてくれたけど、徹底的に国際社会をぶち壊しにかかろうと（笑）、国家を壊せみたいな、というのがあって。どちらかというと理論に偏った研究をしました。

みんな理論をやっているというのがあって、境界線上でのせめぎ合い、境界線をつくりたいという力が一方にあって、その境界線を崩したいという力も働いている、という視点で研究を進めています。

研究活動の特色

大庭：海外の大学とのジョイントセミナーについて。テレビ会議システムを利用し、三回ほど海外の大学とのジョイントセミナーを開催されていますが、構想の経緯やプロセス等についてお聞かせください。

清水：具体的にやったこととして、国際シンポジウムや国際ワークショップを数回、テレビ会議を何度も行いました。ライデン大学、ブリティッシュ・コロ

ンピア大学、ジョージア州立大学、フィリピン大学などです。サマータイムなどのため開始時刻の誤解といった問題は幾つかありましたが、やってみると意外と面白い。二年目以降は、月一回のペースで行いました。形態としては、こちらがやって、相手がやるという相互交代というスタイルです。研究会は、研究員の研究報告、場合によっては院生も報告しています。

また政治社会学会、日本国際文化学会など学会との共催シンポジウムも行っています。

大庭：ワーキングペーパー（WP）を現在は英語で出されていますが、こだわりがあるのでしょうか。

清水：ワーキングペーパーは、だいたい一年で10本程度出しています。外に向かって発信する、ということにこだわりました。そのうえで、WPで出したものは、できるだけジャーナルに出してくれ、という方針です。SSCI（Social Sciences Citation Index）にリスティングされている一流学術誌に投稿するよう促しています。なお、現在研究成果の出版を、Palgraveから予定しています。

今後の展開について

清水：今後の展開ですが、文科省のプロジェクトは14年度で終了し、15年度以降は龍谷のプロジェクトとして継続します。問題は、母体となっている国際文化学部が15年度に瀬田（滋賀県大津市）から深草（京都市伏見区）へとキャンパス移転する件です。アフラシアを瀬田に残すかどうかというのも問題となりました。結果、2015年度に深草で再始動する、という方向で進んでいます。その後は、非西洋型国際関係論の拠点として、世界から人が集まる組織へと発展させたいと考えています。

運営体制について

大庭：セミナーや国際シンポジウムについて。シンポジウムやセミナーの企画立案のプロセス、提題者の選出方法などについてお聞かせ下さい。

清水：各班が一年交代でシンポジウムを担当します。だいたい半年ぐらい前からプロジェクトが本格的に動き出し、実務的なところは、PDやRAが担うことになります。

奥田：各班の構成の特徴についてお聞かせください。

大瀧：1班が10名、2班が8名、3班が12名の構成であり、加えて公募研究員を毎年募集しています。公募研究員には、研究会で報告いただいたり、シンポジウムや年次大会、成果報告会等にご参加いただいています。

奥田：外部の人々はどのような経緯で研究員となったのでしょうか。また何らかの援助をしているのでしょうか。

清水：個人的なつながりで集めた方もいますが、外の人間の半分は、そもそも研究員であり、外部に移動した後もアフラシアにご協力いただいている方たちです。研究成果は、基本的に、英語のワーキングペーパーで出すようお願いしており、日本語文献の場合は、追記でアフラシアの研究成果として記載するようお願いしています。

奥田：言語班で英語だけじゃだめだと言いながら、英語で出せというのは矛盾ではありませんか。

清水：矛盾です。例えば、マルチリンガリズムで行くべきと英語を批判しながら英語で出すというのは本当に矛盾。しかしながら、プラクティカルな観点から英語で出していく。まずは認知度を上げていくしかないと考えています。ポルトガル語など他言語で、というのはそのあとでやりたい。その点は妥協しています。矛盾しているということを自覚しながらやってくしかない、と思っています。

活動の特色

大庭：現職の英語教員を対象とする英語のワークショップに関して。だれでも参加できますという集まりは我々もやるのですが、対象を狭めたワークショップをやったことがありません。企画の経緯をお聞かせください。

松井：教育現場に研究成果を還元しようという意識が高かったので、対象を限定しました。また、研究を発表するのではなく、現場の先生方が現場で活かせるような形にしようと考えたので、班長の松村（松村省一教授）を中心に企画したものです。

具体的には、グループに分け、英語教育、海外の言語教育事情、言語の教授法の三つに分けて、それぞれ得意とする先生が担当し、中身について自由な形式でディスカッションを行いました。中学・高校の英語教員のみならず、塾などで享受するプライベートの英語の先生や、小学校の英語教員、教員を目指す学生や翻訳家の方にも参加いただきました。

大庭：小学校と中学・高校の英語教育では大きく違うのでは？

松井：小学校でも英語教育の低年齢化があるし、高校でも英語で授業を行うなど高度化しつつあるという点で、英語教員を取り巻く環境の厳しさは共通しています。いま現場の先生たちは、これから英語教育をどうやればいいのかという不安を持っている状況があります。そういった状況を含めて、議論ができました。一方ではグローバルな要請ということで英語力が必要と

されていますが、もう一方でブラジル人が多く居住しているなどの地域のニーズに合わせる必要もあるのではないかと議論をつうじて認知を変えていくという試みも行いました。

なお、英語を教えているからと言って、英語が一番だと考えているわけではありません。実際、他の言語が重要じゃないと考えている先生は少なかった。それに、もうひとつの言語が加わると、言語のセンスが上がるというか、英語の吸収もよくなるという意見もあります。

和解について

大庭：はじめの方の話題に戻りたいと思います。紛争解決ではなくて和解だ、和解とは紛争が再発しない状態だと仰いましたが、どこまでのレベルの和解を意識されているのでしょうか。

清水：一つのポイントは暴力です。紛争が終わったとしても、また暴力が再発する状況であれば、紛争が解決したとは言えないと思います。では和解とは何か、大きな意味でのコンフリクトはなくならないが、違う考えや違う宗教が存在する中で、暴力性に訴えない形でコンフリクトを解決していくのであれば、つまり衝突したとしても暴力を使わないという状況であれば、和解を達成したといえるのではないかと考えています。

また、暴力に怯えずに自立した個人が自由に議論できる状況が重要で、それを意味して公共性という言葉を用いています。むしろ暴力性という用語の難しさもあります。物理的な暴力もあれば構造的な暴力もありますから。

PD と RA の役割について

大庭：ポストドクター(PD)とリサーチアシスタント(RA)の方々のお仕事と研究の状況はいかがでしょう？

大瀧：編集や研究会のオーガナイズもありますし、ニュースレターの作成などの作業もあります。ニュースレターなどは、各人で持ち回りでやっています。

松井：むろん、勤務の時間内でも研究会に参加できますし、シンポジウムの企画についても、自分たちの意見をいうことができる。うまくいっているのは、全員そろって仕事をできているから、みんなで協力できているからだと思います。毎週水曜日にみんなでミーティングを行っています。また、PD・RAで研究会も非公式にやっていたりもします。RAは勤務時間数に限りがありますが、自分の机もロッカーもあるので、センターに来て研究もできます。

建学の理念等とセンターの運営について

鈴木：指針となる価値観や理念はありますか。南山には、「人間の尊厳のために」というモットーがあります。

清水：特にはありません。もちろん、一般的な研究者としての倫理を期待はしますが、それ以上のものは求めておりません。

鈴木：研究所の先生方は、事実判断を優先して、価値判断を横に置くというスタンスなのでしょうか。

清水：プラグマティックな問題を取り上げ、その中で答えを見出していこうというスタンスです。公共性や対話可能性を用いるのは、あくまで具体的な問題の文脈から答えを導き出そうというスタンスだからです。

大庭：2時間近くにもわたり、しかも多岐にわたってのお話、本当にありがとうございました。■



清水耕介【しみず・こうすけ】

龍谷大学国際文化学部 教授
専門は国際関係、国際政治経済学、政治思想。国際関係の変化のプロセスと暴力・文化の関係を研究。

学 界 報 告

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム

「今、子どもを想う—児童保護における国と家族の役割」

鈴木 真

南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員
人文学部・講師

上智大学の生命倫理研究所が発足したのを機に、南山大学の社会倫理研究所と共催で年に1回開こうという話で始まったシンポジウムの第3回が、上智大学側の主催で行われた。児童虐待と非行がテーマとなった。講演タイトルと講演者は以下の通りだった。

「児童虐待と発達障害」 荻野美佐子（上智大学総合人間科学部心理学科・教授）

「少年司法と家庭—非行少年の親に対する介入を中心として」 丸山 雅夫（南山大学法務研究科・教授）

「児童虐待と民法」 水野 紀子（東北大学大学院法学研究科・教授）

司会は矢島基美（上智大学法学部法律学科・教授）と竹内修一（上智大学神学部神学科・教授）の二人である。この他、総合司会を青木清（上智大学生命倫理研究所・所長）が務めた。

当日はひどい嵐であったが、来場者数は28名（関係者含まず）であった。来場者は、学生、研究者から自立支援施設の職員、社会福祉協議会、児童相談所、情緒障害児短期治療施設、鑑別所、県議会議員、保育園関係者まで現場の方も参加されていた。

以下では各講演と質疑について要約する。講演録が、秋山梨奈・町野朔・青木清 編で上智大学生命倫理研究所から2014年に刊行されている（編集協力：奥田太郎社会倫理研究所第一種研究所員）ので、詳しくはそちらを読みたい。

荻野美佐子氏は、「児童虐待と発達障害」と題し、なぜ子供の殺人や虐待といった問題が起こるのか、日本における虐待の実態と要因、虐待と発達障害の関係、虐待を受けた子供たちにどのような援助ができるのか、といった点について話された。

日本の殺人率は全体的には低下しているが、子殺しが他国と比べて異常に多い。子殺しは特に母親が子を殺す場合が多い。これは進化論的には適応していないように見えるので特別な説明がある。日本の場合、①シングル

マザーが容認されず社会的サポートが得にくい、②望まない妊娠に対する中絶が多く、その延長線で嬰兒殺しがおこる、③子どもの人権に対する認識が低い、といった社会的背景と、母親が子を自己実現のための代理的存在とみなしているという文化的背景が考えられる。

日本に特殊ではない進化心理学的要因としては、子どもの不快な感情にさらされ続けることは、親にとってかなりのストレスとなるということがあげられる。また、貧困や不安定な家族といったストレスが相対的に高い環境の中で育つ場合は、不安定なアタッチメントしか形成されず、早期に色々な人との異性関係を持って子どもを作る、量的繁殖戦略を取りがちになるという指摘もある。

日本における子どもの虐待には顕著な増加が見られる。児童相談所における相談件数は、2011年度は6万件を超えている。従来から多いのは身体的虐待だが、ネグレクト、心理的虐待の相談件数が増えており、これら3つが同程度みられる。心中以外で死亡した子どもの年齢を見ると、0歳代の死亡が非常に多い。その加害者は実母が圧倒的に多い。2004年における虐待を受けた子どもの福祉関係施設入所割合をみると、乳児院の4分の1、児童養護施設では6割を超えており、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設でも、半数を超えている。

虐待の要因は基本的に3つ考えることができる。第一に親子関係の問題、第二に子どもが持っている難しさ、第三に親自身の要因である。親子関係の問題は先ほど挙げたアタッチメントの問題が主だが、産後の抑うつや、乳児に関してかわいいという感情が芽生えないというボンディング障害、あるいは子どもの側の反応性愛着障害などの要因もある。子どもの側の難しさとしては、子どもがもともと持っている特性（たとえば、発達障害）によって、親にとっては非常に育てにくい子になることもあるが、これについての知識が十分でないと、自分を責めてしまったり、子どもが自分を困らせようとしているなど非合理的な考えに囚われてしまうことにつながる。

発達障害と虐待の関係としては、虐待の原因としての発達障害ということと、虐待の結果としての発達障害と

いう2つの方向がある。まず虐待の原因として考えると、発達障害は周囲からは分かりにくい障害であるため、なかなか障害という認識が親にもそれ以外にもされず、このために支援や周囲からの理解も得にくいということがある。しかし発達障害はファミリアな障害特性でもあり、障害受容の否認や怒りの感情は比較的軽く、このため障害の早期発見、告知が虐待に対しての有効な補償要因になると考えられる。虐待から発達障害へという方向を考えてみると、発達障害児のうち虐待が原因として考えられる事例の出現率は2～3%である。

虐待の併存症としては、発達障害の群、虐待の後遺症群、それから非行群がある。虐待の後遺症群には、反応性愛着障害で、虐待的対人関係の反復をしたり、虐待の連鎖につながってしまったりなどのリスクがある。また、解離性障害も多く見られる。

虐待による発達障害は、脳の機能的あるいは器質的な変化によるという示唆がある。

虐待に起因する子どもたちの心理的な問題としては、対人関係の問題、情動や感覚の調整障害、自己イメージの障害として自己否定的であること、あるいは逸脱行動の繰り返しや、抑うつや不安障害としての精神障害、解離性同一性障害としての人格障害などがある。特に性的な虐待を受けた子どもについては深刻な問題が出てくる。

虐待された子どもに対しての支援としては、安心できる環境を用意することが第一である。さらにある程度発達したところで、自分の置かれていた状況がどういふものかを、言語的に再認識していくような過程をともにやっていくことが必要となる。将来に向けて地域で生きる力を強化することも大切である。

虐待における暴力の防止策としては、育児の孤立化を防ぐ仕組み作りが必要である。平日、0歳の子どもの2人だけでお母さんが過ごしている平均時間が15時間というような調査報告もある。もう少し開かれた子育ての場を用意することが必要である。この意味で公的保育は虐待を防止する上でとても重要な役割を果たすにもかかわらず、現在待機児は非常に多い。

支援の場につなげるためには、親側の物理的・心理的障壁をどのように取り除くのかということも課題である。個々人のプライバシーを守ることが、子どもたちにとっては非常に孤立したリスクな状態を作ってしまうことにもなりかねない。支援を求めることが下手な親に対して、支援の申し出をしたいと思っても、なかなかそこにアクセスできない事態を生じさせている。彼らにどのよ

うな援助の手を差し延べることができるかというのは、重大な課題である。

丸山雅夫氏は「少年司法と家庭」という題で、現行少年法を中心として、非行少年を生みだした家庭、とりわけ親に対する法的介入についての話をされた。講演集はこの講演を文字おこしたもののだけでなく丸山氏の当日配布資料も付録として付けられているので、内容には立ち入らず、その構造だけを示すにとどめる。

丸山氏はまず最初に、少年法の目的と構造を説明された。具体的には、少年法の目的、前提、保護対象と介入対象、環境要因としての過程と保護者の法的地位について話された。次に、非行少年の発見段階における法的介入について説明された。具体的には、非行少年の発見主体と全件送致主義、犯罪事件における介入、触法事件における介入、ぐ犯事件その他の事案における介入とその根拠、非行少年全体に関わる介入とその問題点について話された。そして家庭裁判所における介入に説明が及んだ。とりわけ、「保護的措置」の意義と根拠、調査過程における介入としての調査官による保護的措置、審判過程における介入としての裁判官による保護的措置、その他の介入について話された。その後で、処遇段階における介入について説明された。ここでは、環境調整命令、保護観察における介入、少年院処遇における介入について話された。最後に、現状の評価と今後の課題について述べられた。全体として現状の法的介入は断片的で非体系的であることとその実効性、例外的な凶悪事件等への対応の工夫（たとえば、原則逆送制度）、社会復帰後の成人と少年に対する公的支援体制といった点について触れられた。

水野紀子氏は「児童虐待と民法」という題でお話しされた。

日本は主に仏と独の民法をまねて作ったが、家族法のところは仏法由来の条文が多い。だが制度的背景が異なっているために問題が生じる。

望まない妊娠をした母親が出産後子どもを殺すという問題があるが、仏民法はこの問題を匿名出産という制度で救ってきた。非嫡出子を産んだ母親が、子どもの名前だけが書かれた出生証書を作ることができ、昔は孤児院、今は社会福祉機関が子どもを受け取って、母が子どもを捨てることを認めている。しかし日本は戸籍制度なので、幼児は母の戸籍に記入されて出生届がなされるので、匿名出産はできない。

また、仏では基本的には児童虐待事件担当の検事が親権制限を提起する。日本では検事は民事では提起しない。

申立権者には親族も入っているが、児童虐待の場面で親権の制約を申し立てるのは家族には困難である。このように、検事の機能が異なるために民法の条文が機能不全を起こしている。

日本民法では、弱者保護のための国家介入が保障されていないことがとりわけ問題だ。児童虐待の背景にも、家族に対して実効力をもたない家族法がある。夫婦間の暴力を目撃させられることは、子どもへの虐待だが、DV被害者の妻は、逃げ出すと子どもに高等教育を与えられないと考えて耐えてしまうことが多い。

家庭内暴力があるとき、高度成長期前までは大家族や地域社会、近所づきあいなどといった安全弁があったが、現在では失われた。児童虐待は子どもの脳に大きな影響を与えるので、成年後に深刻な後遺症を残しがちである。人格障害や脆弱性を抱えた大人になってしまうと社会的費用は大きく、子どもの時期に介入した方が社会にとっては安上がりだが、急速に日本の社会が変わったために、児童虐待からの救済にお金をかけるべきだという合意がとれていない。日本の国家は破産状態だが、児童虐待対応にはお金をかけなくてはならない。

児童虐待関連法としては、民法の親権法、児童虐待防止法、児童福祉法、DV防止法などがある。児童虐待防止法は、児童虐待の定義を2条におき、身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否、心理的虐待の4類型に分類している。早期発見や通告についての5・6・7条は、通告が秘密漏示罪にはあたらないとしているが、通告を懈怠したときの制裁は特においていない。2004年に改正が行われ、ネグレクトの定義規定に保護者以外の第三者による虐待の放置を加え、心理的虐待の定義規定に配偶者への暴力を含めるなどの加筆がされたほか、臨検搜索の制度などが設けられた。

虐待した親との分離については、児童福祉法28条で、親と強制的に分離する時には裁判所の許可を得なければならないとされている。しかし今の児童相談所には、裁判所に提訴する余裕はほとんどなく、ともかく親の同意を得ることに全力を尽くし、それでも同意がとれなければ、28条の手続きに取りかかるが、実際には、親元においたままになってしまうことが多い。引き離しても、一時保護所は人手も設備も足りない。

日本の児童虐待対応の現状には、多くの課題がある。まず児童相談所の人的不足と専門職としての教育・訓練の不足がある。児童相談所のケースワーカーのおかれている立場は、欧米諸外国と比べると非常に辛い。一人当

りの担当ケース数をはるかに多い。しかも、児童相談所は親権者と対立するとき自らを守るものがない。児童相談所所長は、一時保護できるという権限を持っており、一時保護で引き離された親の怒りはケースワーカーに向く。児童相談所という行政権者が判断者を兼ねてやっているからだ。その決定を裁判官がすれば、ケースワーカーは裁判官を盾にして親に寄り添うことができるが、一時保護に裁判官のチェックを必要にしてしまうと子どもを救うことができなくなる。なぜなら日本の裁判官は、圧倒的に人数が少ないので、臨機応変に対応できないからだ。児童虐待防止法の改正で臨検搜索制度を入れたが、司法チェックが必要だという法になった結果、この制度は使われていない。

2011年に児童虐待対応の親権法の改正が行われたが、私〔水野氏〕はこの法制審議会の部会メンバーだった。改正前の親権法では子ども自身の申立ては認められていなかったのを、改定後は認めた。本当は、公的な立場の者が子どもを救うために親を提訴すべきだ。また改正前の親権濫用という親権喪失要件が親の行為に着目していたため、子どもの福祉という視点からの主張がしにくかったので変更した。さらに、財産管理権のみの喪失はあったが、親権を部分的に残したり、一時停止したりする選択肢がなかったので、親権の停止を立法した。

立法的解決で一番必要なのは、本当は親権喪失や親権停止ではなく、カウンセラーが育児の様子を見守りながら指導をし、危ないと見極めたら親と引き離したり、様子を見て戻したりすることができる親権制限という手段の創設である。しかし親権制限をするためには、行政的な人手と経費が非常にかかるし、行政のカウンセラーから絶えず報告を受けて恒常的にチェックする裁判官の数も必要であるが、それが日本にはない。そのため、親権制限を立法化することはできなかった。

この改正で子どもの福祉を表に出した表現になったことの啓蒙的意味はある。同じ意味で、懲戒権という言葉廃止したいと考えた。虐待をする親は、自分がしているのは虐待ではない、しつけをしていただけだというからだ。そして独の法などのように体罰禁止も明文化したいとも思った。でも結局、「監護及び教育に必要な範囲内で」という弱い表現になった。

仏では年間20万人の子どもが育成扶助下にいる。日本の人口は仏の倍だが、日本の児童福祉法28条審判などの親権を制約する判決は、年間やっと三桁に上るくらいしかない。日本の家庭裁判所判事は、一人当たり離婚

事件だけで300件をかかえていたりして、仏のようなきめ細かさで児童虐待対応の決定をできる司法体制にはなっていない。

根本的対応としては、行政的支援と司法インフラを拡大するしかない。司法の整備になると、裁判官の給与体系に手をつけることを含む本格的な改革になるので、とりあえず行政権でできるだけサポート体制を整えるべきだ。強制にわたる支援は、行政権内部のチェック体制を設計するほうが現実的だ。それから、虐待がどれだけ子どもたちという未来世代にとって、また社会にとって致命的なことかという知識を社会で共有し、近隣社会やボランティアの援助も組織化する必要がある。児童虐待に関しては、親を責めるよりもまずサポートしないと子どもは助からないのである。

質疑では様々な質問が出た。質疑の内容も講演録には出ているので、どういう論点が議論の俎上にあがったかだけを記しておく。

- ・虐待と発達障害の因果関係については実証されているのか。
- ・家庭内虐待における父親の役割はどうなっているのか。
- ・離婚した家庭や、人工授精で子供が生まれた家庭では、虐待の発生に違いがあるのか。
- ・育児の孤立化を防ぐ仕組みづくりをするために、どうしてもヘルプを求めることができない人にヘルプを届けるにはどうしたらよいか。
- ・丸山氏の提題によると、保護的介入は断片的なことだが、これは問題なのか。
- ・非行少年の家庭には、貧困、精神疾患、依存症など医療や福祉につなげなければ現実的な問題に対応できない

いという場合も少なくないように思うが、環境調整命令や保護者に対する必要な措置について、福祉との連携は取られているのか。

- ・精神疾患少年の扱いについては、鑑別所での鑑別が重要になってくるが、鑑別所の実態はどうなっているのか。児童相談所ではどうか。
- ・子どもの尊厳を守るために、(どのような) コミュニティ形成が求められるのか。
- ・幼少期の介入について、介入することの社会便益と社会的費用はいくらで、便益の方が勝っているという実証ができるのか。
- ・「保護」としてのパターナリズムを制度的に導入していく必要についてどう考えるか。
- ・仲間が悪いと、親や家庭に何も問題がなくても非行に陥ることがあるのではないか。
- ・非行少年・少女に関して、親や家庭に問題がなくても、社会にこのまま帰したら仲間の所に戻ってしまって非行から抜けられなさそうだという問題に対しては、司法はどのような対処をしているのか。

講演で時間がおして議論する時間が予定より短くなってしまったことは残念だったが、それでも質疑は理論的・実践的要点を明確化するのに役立った。

今回のシンポジウムは、児童の福祉、虐待、非行に関心のある研究者・現場関係者には有益な機会となったと思う。今回の議論は実践的な示唆にも富んでいたもので、少しでも子どもたち、家庭、支援者たちの状況の改善につながることを期待したい。(関連情報を提供して下さい上智大学生命倫理研究所に感謝いたします。) ■



活動報告

2013年度懇話会・講演会報告

第一回懇話会

2013年4月13日(土)

南山大学名古屋キャンパス R棟3階 R32教室

菊池理夫先生(南山大学法学部)

「災害と地域コミュニティ・コミュニティアニズムの観点から」

菊池先生が主張するコミュニティアニズムの主張は、自分が構成している、そして自分自身を構成しているコミュニティを重視しよう、との主張である。しかしコミュニティとその重要性を主張するコミュニティアニズムは批判にさらされてきた。リベラリストの多くはコミュニティの解体、並行的に個人の権利を重視する進歩を称揚している。本報告は、これらの趨勢に対する反論と、コミュニティの意義と価値の再評価を含めてコミュニティアニズムの展望を語るものであった。

まず、コミュニティアニズム再評価に関連し、その中心的論者であるマイケル・サンデルが日本で人気が出た理由について、市場勝利主義への反感と3・11を挙げる。

まず市場勝利主義への批判として、サンデルは、市場勝利主義は人々の友愛を掘り崩す動きだとして、危惧を表明する。この感覚は、日本人のみならず多くの人々に共有されるものではなかろうか。第二に、今回の報告の中心ともなるが、地域的なコミュニティの重要性である。従来、町内会、自治会といった組織は、権力によって、無理に作

られてきたとされ、権力的な点を批判されてきた。しかしそういった寄り合いなどは、自生的に生まれてきたものだと菊池先生は指摘する。寄り合いにおいては、メンバーが平等に発言権と投票権を有するなどの側面もあったことも指摘している。

さて、リベラリズムは、コミュニティアニズムを一種の保守思想、閉鎖性、全体主義、端的にはナショナリズムの類型であると批判する。それに対して菊池先生は、誤解であると反論する。批判への応答にもなるが、震災の際に、国籍に関係なく助け合ったという事例を挙げている。身近にいる人間というのは、ナショナリズムを意味するわけではない。つまり、3・11を経て、被災地で自生的に形成された「地域(ローカル)」コミュニティが活躍したことを指摘する。しかもこういった自生的なコミュニティは、東日本大震災のような未曾有の大災害に対してこそ真価を発揮しているのだ、と指摘する。加えて、コミュニティへの自覚がなければ、政治参加も消え去ってしまう、と反論する。

そのうえで、菊池先生は「コミュニティ国際関係論」への展望について語る。数多くのコミュニティが複層的に併存し、それらを包含するグローバル・コミュニティまでを含めた構想である。

私見ではあるが、コミュニティも権利も、共に重視することができるのであれば、多くの論者はリベラル・コミュニティアンとして収束していくのではないかと、この印象を抱いた。(文責 | 大庭弘継)

第二回懇話会

2013年5月11日(土)

南山大学名古屋キャンパスロゴスセンター 1階ホール

マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所)

籠橋一輝(南山大学社会倫理研究所)

「ランドケアの取り組みと展望—フィリピンの山岳地域の農業を事例として」

*詳細は、「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告(26頁より)をご参照下さい。



第三回懇話会

2013年5月18日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

小林正弥先生(千葉大学大学院人文社会科学研究所)

「コミュニタリアニズムのフロンティア—理論的整理と家族・子どもについて」

日本を代表するコミュニタリアニズムの政治思想家であり、マイケル・サンデル教授の紹介者としても有名な小林正弥氏をお招きして、講演をしていただいた。今回の講演の趣旨は、近年関心が高まってきているコミュニタリアニズムに関する著作、『コミュニタリアニズムのフロンティア』(勁草書房:以下、『フロンティア』と略)が刊行されたのにあわせ、その編著者である小林先生に本書の内容を紹介していただきつつ、理論的整理と家族・子供についての新しい議論の展開についてお話いただくことだった。コメンテータは、もう一人の編著者で、日本において少数しかいないコミュニタリアンの「盟友」菊池理夫先生にお願いした。司会は私(鈴木真)が担当した。

講演の内容は、基本的に『フロンティア』の内容をまとめたもので、二つのパートに分かれていた。第一部「コミュニタリアニズムの理論的整理」では、諸々の政治思想理論を様々な軸で分類したうえで、コミュニタリアニズムには、広く誤解されているように保守・反動的なものばかりではなく、種々のヴァリエーションがある、と指摘された。しかし私的・公的領域双方において善き生と共通性を重視し、この二つを併せて共通善を政治の重大な目的とみなすこと、人格の精神的・倫理的完成が善き生の条件であり、しかもこうした生の在り様が当人の生きる社会的文脈に依存すると考える、というところは同じであることが指摘された。こうした点が特に、個々人の倫理問題を私的領域において公的問題からわけ、あくまで個人中心的な観点を採るリベラルやリバタリアンとコミュニタリアンの論争的であるという。小林先生はこの論争史を概観された後、『フロンティア』の内容を四部に分けて紹介された。その四部とは、「第1部 コミュニタリアニズムの思想的展開」、「第2部 コミュニタリアニズムの実践的展開」「第3部 日本におけるコミュニタリアニズム」、「終章 コミュニタリアニズムのフロンティア」である。

第2部「家族・子供」は、小林先生が『フロンティア』の第4章「性差と家族・子供—「正義とケア」論争から生成的コミュニタリアニズムへ」で論じられた内容を基本としつつ、それをさらに展開した内容であった。小林先生



はノディングスらのケア倫理と(ラディカル)フェミニストたちの論争を歴史的に概観され、男女の性差は科学的に実在するのであり、男女の倫理的観点の違いの主張に対するフェミニストたちの「本質主義」だという批判には学問的な根拠がない、と一部進化論的な根拠に基づいて論じられた。ケア倫理は関係性の倫理であり、しかも精神性や社会的文脈を重視する点でコミュニタリアニズムと近い。エコ・フェミニズムなどにあるような仕方では、男女は平等だが異なっていることを認め、そうした存在として両性が協調して愛と平和を達成する世界を築くというヴィジョンこそが、新世代における正義とケアの公共哲学であり、それは一種のコミュニタリアニズムとして展開することができる、という趣旨だった。

コメンテータの菊池先生がコメントをされ、それに小林先生が応答された後、聴衆を交えて質疑を行った。聴衆の何人かは『フロンティア』をすでに読んでいたということもあるのか、その内容の紹介が主だった講演よりも、質疑の方が活気に満ちていたようにもみえた。予想されるように、講演における小林先生の性差についての一般的主張は論議の一つ的であったが、講演中に論じられなかった家族や子供に関わる具体的倫理問題についてのコミュニタリアニズムあるいは小林先生・菊池先生の御見解に議論は及んだ。

懇話会の後には、講演の小林先生とコメンテータの菊池先生を囲んで懇親会を行い、様々な話題で盛り上がった。たとえば、小林先生は、尾崎行雄記念財団主催「罌堂塾」特別企画として2013年4月20日に開催された、「憲政・白熱教室」の進行役もされていたので、その議論の様子と、これからの憲法論議のあり方について話され、懇親会の参

加者も興味深くお話をさせていただいた。

全体としては、菊池理夫先生をお招きした第一回懇話会（4月13日）と合わせて、参加者のコミュニタリアニズムについての知識が深まったと思う。『コミュニタリアニズムのフロンティア』の姉妹編として企画された『コミュニタリアニズムの世界』（以下、『世界』）も、同じ編著者と出版社によってその後2013年12月に刊行された。『世界』は、コミュニタリアニズムの思想世界について包括的に紹介し、サンデルほかの代表的論者の動向について論じつつ、編著者たちが目指す方向についても触れている。興味のある人は、『フロンティア』と合わせて『世界』を読んでみると、コミュニタリアニズムの理解がより進むだろう。（文責 | 鈴木真）

第四回懇話会

2013年6月8日（土）

南山大学名古屋キャンパス R棟 4階 R49 教室

半澤朝彦先生（明治学院大学国際学部）

「音の政治学」は可能か

本懇話会は、なぜ政治学で音楽を取り扱うのが難しいのか？という問いに答えようとしたものであったと結論できるだろう。

そもそも、音楽は政治において重要な力を発揮している。学生運動などで力強いメッセージを発揮するなど音楽と政治の連結は強固に存在している。

しかし、政治学はこの音楽との結びつきを軽視してきたといえる。そもそも学問の多くは、文字（論文）が絶対的な正統性を持つという視覚優位の社会である。また政治学の有力な理論、例えばマルクス主義は音楽などの文化を上

部構造として、下部構造に従属したものとしてきたし、政治学は文化を気分の問題とし、合理的選択論を分析視角としてきた。

だが、政治思想家たちの著作を振り返ると、政治と音楽の関係について、思索が積み重ねられていることがわかる。半澤先生は、数多くの思想家をここで取り上げている。マキャベリによる音楽を含んだ文化の重視、ルターによる賛美歌を使用した宗教の大衆化、マルクスによる転換、ヴェーバーの音楽社会学、ゾンバルトによる文化への欲望と帝国主義の結びつき、アドルノによる神の代替物としての音楽などの芸術の価値評価とポピュラー音楽批判、ホブズボームによる音楽と経済の関係性の考察、サイードによる音楽を用いた和解の試み、フクヤマやハンティントンによる音楽が画一化するとの指摘、そしてナイによるソフトパワーとしての音楽など文化の再評価。以上、断片的に再構成してみたが、音楽が政治学の対象として十分な価値を有していることをご理解いただけるであろう。

では、政治学は音楽にどう切り込んでいくのか。半澤先生は、政治学の切り口として、まず人を動かしたりアイデンティティを形成したり国境を超えるといった「動員」の側面を指摘する。次に、音楽についての言説研究を主流としながら気分を実感するために自らも音楽を実践していくという関わり方を提唱する。というのも、視覚情報が同じであっても、聴覚情報によって受ける印象が全く異なってくるからである。実際、水戸黄門の映像を背景に、バックミュージックを変えることで受ける印象が全く異なってくるということを、視聴覚を通じて説明してくださった。政治的な場面において、そのバックにどういった音楽が流されているのか、という点が重要だとの指摘であった。

コメンテーターの土佐弘之先生は、半澤先生の講演を総括して、当たり前とされている世界観をひっくり返そうとする試みの一つと評し、閉塞的な政治学を打破するために有用な試みだと評した。その上で、土佐先生は音楽について、ドゥルーズとガタリを引き合いに出しつつ、脱領土的な性格を持ち固定できないもの、という性質を指摘する。その一方で、再領土化していく側面も無視できず、二重性は常にある、という。具体的には、ワーグナーがナチズムに貢献したと批判されている点に対し、逆に平和にも貢献するかもしれないと例示する。なおこの二重性について土佐先生は、音楽の場合、比率的には脱領土的な側面が強いと考えている。

また音楽と踊りの重要性について、アフリカから奴隷として連れてこられた人々の文化から説明している。文字を





奪われた彼らは、音楽に合わせて体を動かしながら、文化を伝えていた。踊りと歌が虐げられたものたちに残された文化という、興味深い事例も紹介された。

その上で、音楽だけを取り上げたことの限界をも指摘している。というのも、五感の統合が失われつつある、共通感覚が失われつつあるという問題があるからである。アーレントによれば、視覚優位だけの問題ではなく、五感を取り戻せなくては、合理的選択しかできない人間になってしまう恐れが存在するのである。音楽を聞くだけでは、共通感覚が失われている以上、コンテクストを捉えられず、伝えられるのがバラバラ感覚だけになってしまう。

よって、視覚優位を批判するだけでは単に感覚のウェイトが変更されるだけで問題は取り残されてしまう。そこで、共通感覚に力点を置いて音楽を考える必要があるのではないかと提案された。

半澤先生は、土佐先生の指摘に賛意を示したうえで、いま答えられる方向性として、音楽による戦争や国際政治のスペクタクル化の阻止、例えば北朝鮮のニュース報道のバックミュージックにジョーズの音楽が流されるといった風潮を変えていく必要性を指摘した。

政治学における音楽の研究は、思想家の思索の積み重ねはありつつも、実際には端緒についたばかりである。しかも、半澤先生や土佐先生が目指す視覚優位社会の変更に共通感覚の回復にまで至るのであれば、踏破すべき山々はいま目に見える範囲を大きく超えて壮大な領域に及ぶことだろう。より多くの人々がこの試みに共鳴することを願ってやまない。(文責 | 大庭弘継)

第五回懇話会

2013年6月22日(土)

南山大学名古屋キャンパス R棟3階 R32 教室

恋愛結婚が結婚のかたちとして定着したと思われる現代において、人びとは、不安定な恋愛ではなく結婚を、しかし結婚後は恋人のような関係を求めるという、ある種のねじれた構造のなかに生きている。恋愛と結婚のあり方は、かつてに比べて、複線化し重層化しているとも言えるだろう。しかし、そのことは同時に、人びとが他者と共に生きるための新たな道を模索していることの表れなのかもしれない。こうした問題意識のもと、福岡大学の宮野真生子先生、ならびに、九州産業大学の藤田尚志先生をお招きして、「恋愛と結婚のあいだ—〈自己〉と〈所有〉の迷宮」という統一テーマのもと、ご講演いただいた。

第1報告

宮野真生子先生(福岡大学人文学部)

「近代日本の「恋愛」からみる「自己」という欲望」

宮野先生は、現代の恋愛の背後にある、恋愛を通じて「本当の自己」を見つけたいという願望の正体を探り、それを批判的に捉える視座を得るべく、恋愛の精神的来歴をたどる。たとえば、北村透谷は、盲目なまでの真剣な思いを相手に抱く恋愛によってこそ、日常的・通俗的な生き方を強いる「実世界」を壊して「本当の自己」を実現しうる「想世界」が開かれると考えた。倉田百三も、



自分の生を「確乎たる」ものによって基礎づける自己存在の確認を願いながらも自己の中身がないというニヒリズムに陥ってしまう、その閉塞状態を脱するものとして、恋愛を位置づけていた。また、「惜しみなく愛は奪う」と述べた有島武郎もまた愛を、自己の拡大を目指す、相手との「奪い合い」であると捉え、奪い合いを通じた自他の一致が「永遠の自己」を完成させると考えた。これらの近代日本恋愛論に共通する構図として宮野先生が取り出すのは、(1)「自己とは確かな存在だ」という前提を置き、(2)しかし現状は虚無に巣くわれているので、(3)恋愛によってこの虚無を克服・充実して「本当の自己」に至らねばならない、という議論の流れである。

ここから宮野先生は、自己実現の手段として恋愛を捉えることを批判的に捉えるべく、和辻哲郎と九鬼周造の思想を参照して、「本当の自己」という幻想を解体しようと試みる。和辻によれば、自己と他者の関係はつねに「間柄」によってすでに下書きされた状態であり、それによって他者への信頼が成り立ち社会は安定する。これに対して、すでにある間柄のなかで未知なるものを発見し日常が破綻したときにこそ、私たちは非日常的体験としての恋に落ちる、と宮野先生は述べる。ふとしたきっかけ（偶然）で日常が壊れることで、目の前の他者に応じつつ新たに自己を生成させていかなければならない状態がもたらされ、そのときの驚きと不安こそが「ときめき」と呼ばれるものである。こうした事態を九鬼は「二元的動的可能性」と捉えた。そうした不安定に揺らぐ自他関係に私たちは耐えられず、「本当の自己」という独断を置いて他者を手段として所有しようとしてしまうのだ、と宮野先生は論ずる。そして、その種の所有の構えに抗いつつ不安定な自他関係を生きる強さをもって恋愛に向き合うことが、新たな他者との関わり方を考えるヒントになる、と結論された。

第2 報告

藤田尚志先生（九州産業大学国際文化学部）

「〈所有〉と〈誓い〉」の脱構築—現代フランス哲学の視点から—

藤田先生は、今日の流動的で不安定な社会の本質を「ソリッド・モダニティ（個体的近代）」から「リキッド・モダニティ（流体的近代）」への変遷と捉えるジグムント・バウマンの時代認識に依拠しつつ、さらに、そこで生きる人間が、分割不可能な「個人」としてではなく、分割によって性質を変化させる「分人」として生きつつある状況を指摘する。藤田先生は、人間を「分人の集合体」

として捉え、その構成比率をこそ重視する平野啓一郎の分人主義的恋愛観を紹介する。そして、分人主義的な人間関係を個人主義的な人間関係の「対抗手段」や「解毒剤」として否定的に考えるのか、それとも人びとの「新しい歩み寄りの可能性」をもたらすものと肯定的に考えるのか、そのいずれにせよ、「個人」と「分人」という観点から人間のあり方を見直すことは、恋愛や結婚を考えるうえできわめて重要である、と藤田先生は指摘する。というのも、藤田先生によれば、たとえ人間が生きる次元が複数あり、それらの生きる時間が常に複数並走しているとしても、人間が行動し、その時間が空間化されるときには、与えられる時間と行動される身体はそれぞれ一つに、つまり「個人」になる。そうした人間のあり方は、恋愛や性、家族、結婚といった場面でこそ典型的に問題含みとなるからである。

こうした認識を背景に、藤田先生は、「恋愛＝結婚＝性交」の三位一体体制（性交には結婚が必要であり、結婚には恋愛が必要であり、性交には恋愛が必要である）としてのロマンティック・ラブ・イデオロギーの脱構築の可能性を模索する。藤田先生が示す脱構築の試みは、第一に、〈所有〉によって固定化されてきた恋愛を脱所有化していき、同時に、性の開放と性からの解放とを進めて性を脱所有化する、という方向でのものである。第二に、〈誓い〉によって拘束されてきた家族関係を非対称性のなかで捉え直し、家族の開放と家族からの解放を進める方向でのものである。後者については、公的支援や法的保護の対象を「性の絆」（＝夫婦関係）から「ケアの絆」（＝親子関係）へと根本的に向け変えることを提起するマーサ・ファインマンの家族論が援用された。（文責 | 奥田太郎）



第六回懇話会

2013年7月13日(土)

南山大学名古屋キャンパス R棟4階 R49 教室

今回の懇話会では名古屋大学の大平英樹先生と南山大学の鈴木貴之先生をお招きして、「**「良心なき人」の心理と倫理—サイコパシー研究とその含意—**」という統一テーマのもと、いわゆる「反社会的人格障害」の一種としてのサイコパシーの研究に関する心理学と倫理学の現状についてお話をお聞きした。司会は私(鈴木真)が務めた。

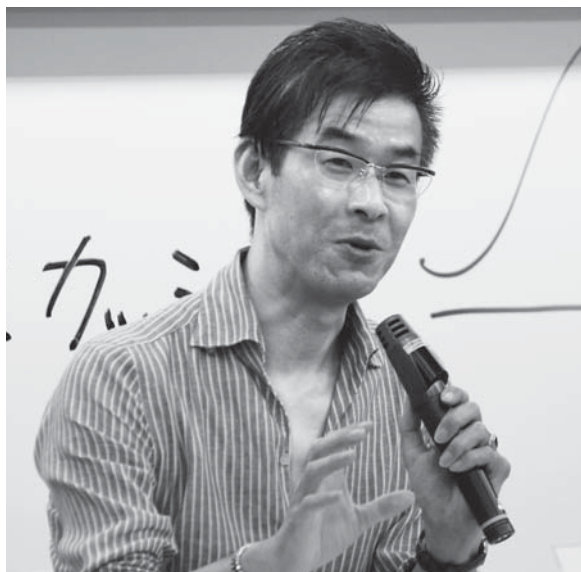
サイコパスという、「非倫理的だけど合理的で適応的」かもしれない人は、社会的な不安と知的な困惑の種であることから、海外では実証研究が推進されている。そこから得られた知見がもつ含み—道徳心理学や刑罰正当化論や責任能力の理論への影響—も哲学・倫理学において検討されている。しかし日本では、サイコパシー研究は盛んではなく、それについて専門家から話を聞く機会もあまりない。そこで今回の懇話会では、大平先生にサイコパシーに関する心理学・神経科学研究の最前線を語っていただき、鈴木先生にその哲学的含意について検討していただく、というのが開催側の意図であった。

第1報告

大平英樹先生(名古屋大学大学院環境学研究科)

「サイコパシーの合理性と適応性」

サイコパシーは、冷淡さ・良心の呵責の欠如・衝動性・利己性などを特徴とする性格特性である。サイコパシー傾向は程度の問題であるが、特にそれが強い個人は「サイコパス」と呼ばれる。近年ではサイコパシーは感情の障害を特徴とする一次性と、衝動性を特徴とする二次性に分類されている。サイコパシー傾向、特に第一次性傾向が強い個人では、扁桃体、島、前頭眼窩皮質などの、感情とその制御に関わる脳部位の不全が報告され、感情機能に変質している可能性が指摘されている。こうした人は、合理的な自己利益を追求し「理性的」な時間割引を示すという、伝統的な経済学理論が前提としているような「ホモ・エコノミカス」として振る舞う。サイコパシー傾向者、特に第一次傾向だけが強い人は、共感性や利他性を持つ人々の集団では社会的に成功することもあり、それが彼らの適応性を担保し、消滅を免れているとも考えることができる。二次性サイコパシー傾向が高いと、未来の予定の記憶の能力が低く、このためもありリスク(罰を含む)が抑止効果をもたなくなる。これ



が一次性サイコパシーと結びつくと、無計画な衝動性に繋がり、反社会的な行動をとりやすいが、結構あっさりつかまることにもなる。

第2報告

鈴木貴之先生(南山大学人文学部)

「悪は病気か? そうだとしたら、それは何を意味するのか?」

哲学においては、サイコパスは一つの精神疾患とみなしてよいのか、サイコパスには行為の道徳的責任があるのかといった問題が論じられており、後者の問題は道徳性の本質が理性なのか感情なのかという一般的論点とも結びつけて議論されている。より実際的には、サイコパスに対してどのように対応すべきか、という問題がある。サイコパスには罰が効かないと言われるが、そうだとすると刑罰に代えて治療で対応すべきだろうか?(強制的な)治療による性格改変は、説得・反省・精神的な努力などによる性格改変と違って、サイコパス本人の自律・責任能力を尊重したやり方ではないが、サイコパスはそうした自律や責任能力を持たない異常者だから特別に行ってもよいようにみえるかもしれない。しかしながら、こうしたサイコパスは健常者とはっきり区別できる存在だという前提は不適切かもしれない。というのも、サイコパスと健常者の間の違いというのは程度の差でしかなく、健常者の行動もサイコパスのものと同様、生物学的な要因によって説明できるのかもしれないからである。より一般的には、依存症患者と意志の弱い人、内向的な人と不安障害患者、聞き分けのない子供と ADHD の子供といったペアに関しても、その違いは連続的な程度の差



でしかなく、(望ましくない) 行動は生物学的な、我々自身の意志の力では制御できない要因から説明できるということが、神経科学的なメカニズムの研究によってわかってくるかもしれない。そうだとしたら、われわれは社会制度をどのように変えていく必要があるのだろうか？より根本的には、本人が責任を負うべき悪と、そうでない悪を区別することは可能なのだろうか？サイコパシーについての考察は、人間行動の神経科学メカニズムの研究が、自由と責任に対する見方の変化をもたらし、それに伴って人間に対する工学的・治療的態度が強まる可能性を示している。

講演の後には、参加者からの質問を受け付けて**質疑**を行った。最初のうちは学生からの質問を優先したが、非常に良い質問がかなりあったので私は教員として内心うれしかった。大平先生御自身の実証研究の部分や鈴木先生の哲学的な考察にあまり焦点が当たらなかったきらいもあったが、全体としては活発な議論ができてよかったと思う。

最後になったが、この懇話会を後援していただいた南山大学文学部心理人間学科の方々、特に個人的な尽力をいただいた土屋耕治先生にこの場を借りてお礼を申し上げたい。(文責 | 鈴木真)

第七回懇話会

2013年12月14日(土)

南山大学名古屋キャンパス R棟3階 R31 教室

望月康恵先生(関西学院大学法学部)

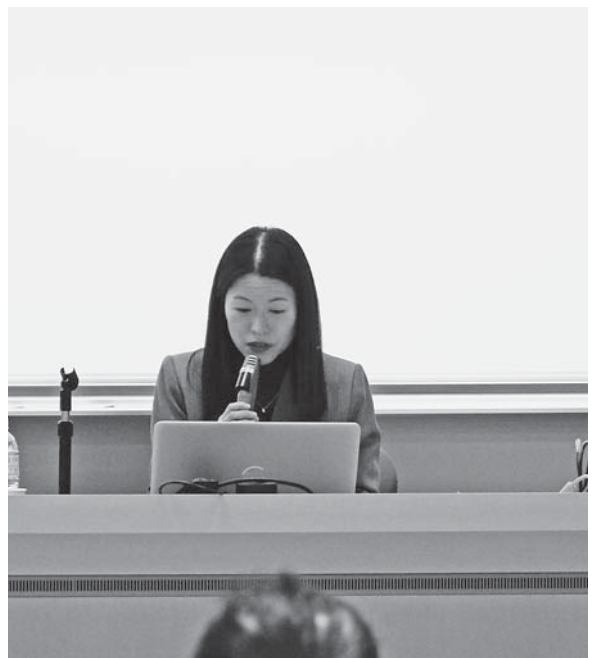
「移行期正義のジレンマ—国際社会による正義の追及は可能か—」

報告は端的に、「移行期正義 Transitional Justice (Justice in Transition)、移行期における正義の追及とは、どのような議論なのか」という問いに答えるものであった。

望月先生は、移行期正義について、真実和解委員会などの取り組みや国際刑事裁判などが果たす役割を重視する。

そして現在の移行期正義は次のような特徴を備えるという。①多様な取り組み(真実委員会、刑事裁判所、救済措置)、②対象者の多様性(人権侵害行為者、犠牲者およびその家族)、③多様な「正義の追求」(法の支配の確立、民主的な社会の構築、個人の権利の回復)、④国際法(国際人権法、国際人道法、国際刑事法)を根拠として国内法に基づく正義の追及の限界を克服(不処罰の阻止)、⑤移行期(一定の期間)のみならず長期的な対応へと変化、などである。

この移行期正義の確立で重要な役割を果たす組織に国連がある。国連は、主権国家が集まる「場」としての側面と、超国家機関としての「自律的な組織」という二つの側面を持つが、場としての国連は原則と規範の確認によって不処罰の是正に道を開き、自律的な組織としての





国連は、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）やルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）などのアドホック裁判所の設立や、各国政府との協定によってシエラレオネ特別裁判所（SCSL）などの裁判所の設置、国連の暫定統治における司法など、主体的な役割も果たしてきた。その上、現在では国際刑事裁判所も存在する。

進展しつつある国際刑事司法だが課題は数多く存在する。望月先生が取り上げた課題は多数に上るが、最も重要な論点と筆者が考えた次の事例を取り上げたい。それは、国際的な規範に基づく正義の追及が、国内社会に善い帰結を必ずしももたらさないということである。正義の追求が可能となるのは、一時的であっても平和がもたらされた後での話である。そこにおいて過去の罪状を掘り起こし、しかも一方的な断罪を加えれば、裁かれる側の不満を著しく高めてしまう。時には報復を招くかもしれない。その結果、不安定な平和が瓦解してしまう恐れがある。

こういった問題が引き起こす悪しき帰結に引き続いて、国際社会の「正義」や「正義の追及」に対する信頼の喪失、ひいては「国際社会」に対する失望をも招きかねないことを認識しておく必要があるだろう。

その上で、そういった失望を自覚した上で、さらにわれわれ国際社会が長期にわたる関与にどこまで耐えることが可能なかが、国際社会の正義の追求に大きな影響を与えるとして本懇話会は締めくくられた。

コメンテーターは、上智大学文学部の寺田俊郎先生にお務めいただいた。寺田先生は、移行期正義の出現を、カントが目指した「人間が人間である限りもつ基本的権利が地

球規模で実現される世界市民体制」への流れの中に位置づける。図らずも、カントの理念に沿って、実現されつつある世界市民体制への流れの中で、現在の政治体制もまた、体制移行期にあると考えていいのかもしれない。その意味で我々もまた移行期正義を問われている。

その上で、国際刑事司法を進めるに当たり、地域によって社会によって、規範の解釈が異なっている当然であるし、そういうスタンスであるべきではないか、と移行期正義の方向性について提言をされた。（文責 | 大庭弘継）

「国連アカデミック・インパクト」関連講演会

2013年11月18日（月）

南山大学名古屋キャンパス R 棟 1 階フラッテンホール

佐々木和之先生（PIASS, Rwanda）

「修復的正義による和解を目指して—ルワンダ大虐殺後の NGO 活動からの考察—

ルワンダの大学である PIASS（Protestant Institute of Arts and Social Sciences）の教員であり、草の根での和解達成を目指す NGO である REACH（Reconciliation Evangelism And Christian Healing）の顧問である佐々木和之先生をお招きし、ジェノサイドから約 20 年が経過したルワンダにおける和解についてご講演いただいた。なお、佐々木先生は 2012 年にも研究会にお招きしてご講演いただいており、報告内容の一部が重複するところもあるがご容赦いただきたい。（ルワンダ・ジェノサイドについては、報告者（大庭）の論稿「ルワンダ・ジェノサイドにおける責任のアポリア」、「大量虐殺と介入を考えるための 10 冊」を参照いただきたい。）

ルワンダ人は、日本人と同じく無口で、相手の考えを慮って発言するという文化を有している。民族的には、フツ、ツチ、トゥワという三民族に分かれているが、キニャルワンダという言葉で共通している。最近では、経済成長著しいが、いまだに大部分は貧しい農民という国である。

このルワンダに赴く前、大学で農村開発を専攻していた佐々木先生は、1980 年代のエチオピアで活動していたのだが、内戦と戦争が始まったため、いままでの成果が破壊される経験を味わった。農村開発だけではなく平和構築が重要だと考え、平和学を修めるためにイギリスに渡る。その前に現場を見ておこうと考えルワンダを訪問した。この時はわずかに 2 週間の滞在だったが、頭をがち割られた赤ん坊を含めた数多くの死体などに衝撃を受けた。もはや同じ国ではやっていけないと思うくらいの憎悪を垣間見た。そして、和解を考えるようになった。

佐々木先生は、和解を考えるに際し、キータームを提示している。その一つが修復的正義である。懲罰を加え犯罪者を罰する応報的正義に対して修復的正義は、「犯罪被害者の救済・回復」、「犯罪加害者の真の更正」、「コミュニティの関係修復」（以上、講演資料から引用）という特徴を示している。

なぜ、という疑問も出よう。佐々木先生は修復的正義を採用する理由をいくつか示す。第一に、フツ族の加害者とされる人々は、ツチを憎んで虐殺を行ったわけではなく、恐怖心があったと指摘する。つまり、いま殺さなければ自分たちがやられる、との扇動があった。第二に、加害者と被害者の関係は容易に入れ替わる。虐殺を行ったのはフツ族とされているが、ジェノサイド後は、隣国に難民として流出した上に新ルワンダ政府軍の攻勢により追い詰められ、数多くのフツ族が亡くなったといわれる。加害者と被害者を一面的に断定することはできない。第三に、余りにも多くのフツ族が虐殺に加担したがために、刑務所に入るのは現実的ではないし、農業国であるルワンダの労働力を著しく低下させる。

そこで、修復的正義に基づく和解を実践しているのが、草の根の NGO である REACH である。活動のキータームとして「赦し」の考え方がある。特にゴヴィアーが提示した「赦しへの誘い」が重要である。日本では「命をもって償う」という言葉があるが、死んだ人は戻ってはこない。だからこそ、できる限りの「償い」を行う方向で和解を進める、「赦し」の考えが重要となる。REACH の活動は、この「赦しへの誘い」の実践に他ならない。



具体的な活動はまず、フツ族とツチ族の女性を対象に、両者のわだかまりをほぐす。次に加害者にアプローチし「謝罪」の必要性を感じてもらう。最終的に、被害者と加害者を越えた共同の作業を行っていく。こういったプロセスとなる。また勉強会も事前に行っておく。例えば、植民地統治によって民族間の対立が創られた点など、トラウマへの対処法などを勉強し、対話の準備を行う。

具体的な手法としては、信頼関係を作るためのゲーム(アイスブレイキング)、日常的な語りからジェノサイド時の語りまでを個別に行ったり、集団での経験の共有などを通じて、壁を少しずつ崩していく。これらのプロセスを通して、最終的には、山羊と一緒に飼うとか、石鹸と一緒に作るとか、演劇を通して和解のメッセージを発信するという共同作業へと通じていく。

むろん、最終的な共同作業に至るまでには、様々なプロセスがある。その最大のものが、被害者の証言を聞くという場面だろう。これは、まだ心が通じ合っていないときに行われる。加害者は何を言われるのだろうかとかびくびくしている。しかし、被害者は、とつとつと自分の経験を語るだけで、決して加害者を非難しない。それがゆえに、加害者も心を揺り動かされ、謝罪の念を抱くようになるという。誰も経験があることだが、自分が間違っていることをわかっていても、声高に非難されれば反発して、批判を受け入れることは難しい。だからこそ、非難するのではなく、静かに語りかけることが極めて重要な手法となってくるのである。

心を揺り動かされた加害者たちは、どう償えるのかという話し合いを行い、ジェノサイド後も住む場所さえ難儀している被害者のために住居作りを行うようになる。この過程で、加害者と被害者のふれあいが生じ、完成時には心からの謝罪と赦しが可能となる。

さて、この REACH の活動は時間がかかるもので、ときに世代を超えて続いていくプロセスといえる。なぜこの難しい課題に立ち向かうのかという点について、佐々木先生は2点指摘する。第一に、農村社会という同じ場所でき生き続けなくてはいけない、逃げ場がないという現実が、人々を和解に向かわせる原動力になっていると指摘する。和解がなければ、同じ村で生きる限り、目を背けることはできても、びくびくしつづけてはいけない、と。第二に、キリスト教文化の影響を指摘する。キリスト教の基本概念は「赦し」であり、キリスト教信者である限り、「赦し」が重くのしかかってくるのだ、と。むろん過去は消せないのだが、「赦し」を通じて新たな関係性を築くことができるのだ、と。



また活動の限界についても言及する。数百人ぐらいの小さな活動から、どうやって活動の規模をどう拡大するのか、と。例えば急速に拡大したとする。その過程で衝突などが生じてしまえば、やはり和解は無理であったとの「悪評」が先行することにもなりかねず、活動そのものが停止してしまうだろう、と。1000万人に拡大していくのは、難しい。加えて、現政権の人権侵害にはなかなか触れることはできない。その結果、94年のジェノサイドに限った加害と被害に焦点が当てられ、一方的に加害者とされた人々の不満がたまるであろう、と。もちろん、ジェノサイドの加害者とされた人々への思いやりも、実情を知ることによって生じてきてはいる。

これらの活動の最終的目的として、佐々木先生は、ジェノサイドの再発を阻止することを明確に示された。また起こるかもしれないとか、復讐されるかもしれないという恐怖感を拭い去り、憎悪に流されない状況を築こうと活動を

続けているのである。

本講演会に参加した多くの学生たちから数多くの質問が出されるなど、学生の関心が非常に高かったことも明記しておきたい。

なお、佐々木先生の活動の詳細は、「佐々木さんを支援する会 (<http://rwanda-wakai.net>)」をぜひご参照いただきたい。(文責 | 大庭弘継)

活動報告

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告

1. 2013 年度第二回懇話会

2013 年 5 月 11 日（土）13 時半より、「ランドケアの取り組みと展望—フィリピンの山岳地域の農業を事例として」と題した第二回懇話会をロゴスセンターにて開催した。報告者はマイケル・シーゲルと籠橋一輝の 2 名で、主に 2013 年 2 月に実施したフィリピンにおけるランドケア活動の視察・調査で得られた知見が報告された。

マイケル・シーゲルからは、オーストラリアでランドケアが始まった経緯やランドケアの基本理念についての説明があった。オーストラリアでは 1940 年代から土壌劣化の問題が顕在化し始め、当初は行政が主導して個別的な対策が行われたが、十分な効果を挙げる事ができなかった。その後、1970 年にヴィクトリア州のエパロク川流域で、主導権を地域の農夫集団に譲り、行政や専門家は農夫の活動を支援するという体制をとることで、大きな対策効果が得られることが確認された。1980 年代に入ると、地下水面の上昇による塩害がヴィクトリア州を中心として深刻な問題となり、この問題を解決するために、エパロク川流域で実証された地域の農夫集団による自律的な活動と行政・専門家によるサポートを基本方針とするランドケアがヴィクトリア州環境大臣のジョン・カーナーによって 1986 年に起案され、その年のうちに 10 のランドケア・グループが立ち上げられた。オーストラリアでのランドケア運動はその後、ヴィクトリア州を超えてオーストラリア全土に広まっていった。現在では国内に 4,000 のランドケア・グループが存

在し、フィリピンやスリランカといったアジアの国やアフリカ諸国にもランドケア運動が広がっている。

ランドケアは地域の自律的集団を活動の基本単位としつつ、活動に必要な資金や技術、知識を行政・専門家等が連携して協力する体制をとる点に大きな特徴がある。このほかにも、地域で取り組むことが可能な問題に焦点を絞ることや、環境問題をコミュニティの暮らしの問題として認識し、その包括的な解決を目指すこともランドケアの基本理念となっている。

籠橋一輝からは、フィリピンで広がりつつあるランドケア活動の視察調査の報告が行われた。調査地域はミンダナオ島北部（2 月 16～19 日）、ボホール島（2 月 20～22 日）、ルソン島北部アパヤオ州（2 月 28 日～3 月 3 日）で、フィリピンランドケア財団（The Landcare Foundation of the Philippines）に所属する現地ガイド 2 名（エヴィ・カルソス、フランデル・ダゴック）の協力の下で調査が行われた。マイケル・シーゲルと籠橋一輝のほかに、ランドケアの導入に関心の高い現地の農家 3 名（クリストファー、サルディ、カーディン）も今回の調査に同行した。

フィリピンでは、土壌侵食や資源劣化等の環境負荷を最小化しつつ、農業の生産効率を上げるための方法としてランドケアは位置づけられており、特に等高線農業（contour farming）の普及に力が入れている。等高線農業とは、等高線に沿って自然の植生を帯状に残し、それらの“帯”（NVS; Natural Vegetation Strip と呼ばれる）の間で作物を栽培する方法である。NVS を残すことによって、土壌侵食





を防ぐことができるだけでなく、保水作用によってゆっくりと水を標高の低い土地に浸出させる、一種のダム役割も果たすようになる。等高線農業を採用する農家の数は、1998年には206戸であったが、ランドケア・プロジェクトが開始された1999年には513戸と増加し、現在では1,800戸以上の農家が、等高線農業を営んでいる。

フィリピンで行われているランドケアの組織形態は、基本的に地方行政レベル（Claveria）、村レベル（Barangay）、集落レベル（Sitio）という3つの階層に分かれており、それぞれのレベルごとに意思決定が行われると同時に、相互に協働しながらランドケアが進められている。Sitioではいくつかのランドケア・グループが形成され、それぞれのグループは相互に成功・失敗体験を共有する。Claveria、Barangay、Sitioは縦のつながり（パートナーシップ）、Sitio内のランドケア・グループは横のつながり（ネットワーク）を持っており、成功を収めているランドケア・グループは地方行政による適切な技術や資源のサポートが得られていた（ミンダナオ島ランタパン、ボホール島ビラー）。

今回の調査から、フィリピンのランドケアは、農夫（特に山岳住民）の貧困緩和と、森林・土壌の環境保全を両立させる手段として見込みがあり、持続可能な地域発展を目指す上での重要なツールとして位置づけられることが分かった。しかし、その一方で、フィリピンのランドケアは、①農家の肉体的負担の緩和、②短期的利益を重視する農家の存在、③小作人としての農家の立場の改善という課題に直面している。

シーゲルと箆橋からの報告の後、フロアからオーストラリアやフィリピンのランドケアに関する質問のほか、

日本の文脈への適用可能性や方法に関する質問があった。

2. オーストラリアのランドケア活動の 視察・調査

2013年度は、オーストラリアにおけるランドケア活動の視察・調査を2回実施した。第一回の調査は2013年8月20日から9月19日にかけて、ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州にて行われた。ブーマヌーマナでは、ランドケア活動によって植林が継続的に実施され、地下水面が低下したことで塩害が解決されたことを確認した。また、コロワでは地域固有種や生物多様性の保全活動として、フラワーデイルでは山火事からの復興プロジェクトの一環としてランドケアが実施されており、地域住民の自律性、行政とのパートナーシップ、ランドケア・ネットワークとの連携が円滑に行われていることが確認された。

第二回の調査は2014年3月18日～4月4日に行われた。ヴィクトリア州のメルボルンおよびその近郊都市（ペンズハースト、レオンガタ、ベンディゴ等）を訪れ、現地で積極的に展開されているランドケア活動が、どのような経緯で生成・発展してきたかをインタビュー調査した。インタビューの対象は、ランドケア・グループに所属する人々や、ランドケア・ネットワークおよび流域管理局で活躍しているランドケア・コーディネーター／ファシリテーターで、延べ50名を超える人々にインタビューを行った。その結果、①ランドケア・グループやネットワークの活動の活発さと自律性は、設立時に関わった主体と経緯に影響を受けること、②ランドケアの本質は、人々の関係をつなぎとめる場を提供する点にあり、問題解決のツールという役割を超えたものとして

人々に認識されていること、③オーストラリアのランドケアのアプローチを日本に導入する際には、オーストラリアと日本のコミュニティ文化の違いを明確に認識しなければならないことが明らかとなった。

3. 国際ワークショップ “Exploring the Origins of the Environmental Crisis”

2014年3月4日から7日にかけて、南山学園研修センターにて、国際ワークショップ“Exploring the Origins of the Environmental Crisis”を開催した。この国際ワークショップは、2012年12月に開催された「産業革命と環境問題に関するワークショップ」で得られた知見を基にしつつ、それを発展させて環境問題の起源を議論することを目的とした。本ワークショップの報告者は、海外からは Verena Winiwarter (Alpen-Adria-Universitat Klagenfurt, Austria)、Helga Weisz (Potsdam Institute for Climate Impact Research, Germany)、John Pullen (University of New England, Australia)、Frank Uekötter (University of Birmingham, UK)、Aran Martin (La Trobe University, Australia) の5名、国内からは中澤信彦 (関西大学)、鬼頭宏 (上智大学)、Christian Dimmer (東京大学)、小林正典 (横浜国立大学)、脇村孝平 (大阪市立大学)、香坂玲 (金沢大学)、竈橋一輝 (南山大学) の7名の計12名であった (以上、敬称略)。そのほか、招待者3名と一般参加者8名もラウンドテーブルに加わり、各報告者の提供する話題を基に参加者全員が環境問題の起源について、それぞれの専門領域の観点から議論するという形式をとった。

朝から晩まで白熱した4日間の議論を通じてまず確認されたのは、環境問題の根源的な原因 (root cause) を求めるよりも、現実に克服可能な直近の原因 (proximate causes) に焦点を当て、それらの相互影響を把握することの重要性であった。その上で、環境問題の「直近の原因」群として、①物質利用量の物理的限界を無視して経済が運営されていること、②経済・社会システムが国民国家の枠組みを超えて複雑化しつつあること (環境問題を制御する主体と実効性の欠如)、③資源・環境の利用に対する適切な権利が設定されていないこと (環境負荷の外部化)、④短期の利潤と長期の持続可能性を調和させるシステムや方法が欠如していること、⑤環境教育を促進するための情報提供システムが十分に整備されていないこと (環境負荷に関する情報へのアクセシビリティの欠如)、⑥戦争や軍事化による資源の浪費と環境の破壊、⑦貧困と人口増加の相互影響、⑧富の分配の不平等性、等が浮かび上がった。

本ワークショップの議論を通じて、環境問題が生じている原因とそれらの相互の関係性を解きほぐすための土台を得ることができた。今後、具体的な環境問題の文脈で、上記の原因群がどのように作用しているかを明らかにしていきたい。なお、本ワークショップに関する詳細な報告書は、2014年中に刊行される。■

報告 ■ 竈橋 一輝

南山大学社会倫理研究所研究員
(南山大学国際化推進事業担当)



社会倫理研究奨励賞

第8回候補論文

只今応募受付中!!

■「社会倫理研究奨励賞」とは？

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叡智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探究する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

■社会倫理研究とは？

社会倫理というと、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会学的、統計学的、教育学的、歴史学的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクセシビリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公刊されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧ください。）

応募要領

応募資格 原則として論文公刊時に40歳未満

審査対象となる著作物 2013年12月1日から2014年11月30日までに日本語で公刊された論文

締め切り 2014年12月10日必着（随時受付中）

応募方法 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

他薦方式：本人以外の人物による推薦文を添付すること

自薦方式：本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

審査方法 第八回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：野家啓一〔東北大学名誉教授〕）の協議によって審査します。

審査結果の公表 受賞者本人へ通知の上、受賞者の氏名および受賞論文名を2015年2月上旬に社倫研ウェブページにて公表します。

授与式等 2015年3月16日（予定）に授賞式を開催し、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2015年5月発行予定の『時報しゃりんけん』第8号に掲載されます。

授与される賞と副賞（給付研究奨励金） 社会倫理研究奨励賞1名（30万円）／審査員賞1名（3万円）

*審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



優れた論文を ご推薦下さい!!

活動報告

世界を覆うアポリアと理想の行く末を求めて 「国際社会」と倫理」研究プロジェクト活動報告

はじめに

2013年度の研究成果として、2014年6月に『国際政治のモラル・アポリア：戦争／平和と揺らぐ倫理』（ナカニシヤ出版、以下『モラル・アポリア』）を刊行した。2014年度は、『超国家権力の出現に備えて：その脆弱性の探求』（仮題、以下『超国家権力』）をタイトル／テーマとして、当研究所の電子書籍（PDF）として刊行する予定である。本小論では、『モラル・アポリア』各章の解説とその存在拘束の特徴を述べるとともに、『超国家権力』研究／執筆の企図について説明する。

1 『モラル・アポリア』企画の経緯

『モラル・アポリア』は、本プロジェクトで2012年6月に行った「リビア介入研究会」に直接の起源を有する。リビア介入研究会の直後、以前からアイデアを温めていたのか佐賀大学の高橋良輔さんが、『モラル・アポリア』の企画を開陳したのが、大庭にとっての『モラル・アポリア』のはじまり！？であった。

高橋さんが、ひと月ののちに企画書を仕上げ、ナカニシヤ出版の酒井敏行さんに連絡を取っていただき、最終的にこの三人で9月に各章構成の詰めと執筆依頼を（飲みながら）行った記憶が（おぼろげながら）存在する。実は酔っぱらっていたことをここに告白したい。

なお執筆をお願いするにあたって、大前提としたことがある。それは、専門に精通していることはもとより、問題意識を持って答えを探し悶えている研究者である、ということである。編者たちの人脈には限界があるが、それでもなお数多くの候補者を挙げることができた。だが、テーマを現代世界の戦争と平和に絞ったため、経済問題や環境問題といった喫緊の問題を今回は除外することとした。加えて、本書の章数の都合上、関連する多くの研究者に打診できなかったことを申し述べておきたい。

その後は、2013年2月と8月に、星野俊也先生（大阪大学）や山田哲也先生（南山大学）といった高名な先生方、並びにコラム執筆者の先生方のご参加をいただきながら、執筆者に論稿を提出いただき、2014年6月に出版となった。企画の端緒から出版までちょうど二年の計算になる。

2 『モラル・アポリア』各章の寸評

そうやってお願いした各論稿ではあるが、執筆者たちは編者の代弁者ではない。編者の方針に沿って執筆をお願いしているが、それはアポリアを示すという点に限ってである。本書の射程を超え出るので、執筆者が踏み込まなかったトピックへの要望も存在する。そう、本書で示したアポリアから生じてくる次の課題が当然ながら存在しているのである。こういった（後出しではあるけど）要望は、モラル・アポリアの探求を本書で完結してしまうのではなく、百家争鳴で駆動する学問であるためにも有用だと考えている。

以下の各章論評では、本書内でのフォーマルな紹介と重複しないようにしつつ、あえて議論をふっかけてみよう。なお第1章、第2章、4章補論への「要望」は筆者の自省的批判である。

第1章「人道的介入」（小松志朗氏と大庭の共著）では、人道的介入にはかならず非人道性が伴わざるを得ないと主張し、純粋な人命救助があり得ないことを示した。だが、本章で重視した人道とは、人命の数に過ぎない。助けようとしているのは、人の数字なのか。それとも別の何ものなのか。極限状況でも納得しうる人道とはなんであるのか。

第2章「対テロ戦争」（千知岩正継氏と大庭の共著）では、根絶できないテロリズムという問題を描き出した。だが、テロを人類の敵とみなしつつも、テロリズムは政治目的を達成する有効な手段である。例えば、テロで勝ち取ったイスラエルの独立、テロで注目を集めたパレスティナ解放機構（PLO）の国連オブザーバー獲得などがその証左である。現代世界の枢要な幾つかはテロによって構築された。ならば、世界からテロを追放するなど自己矛盾そのものではないだろうか。

第3章「核兵器」（佐藤史郎氏）は、核兵器の非人道性ゆえに国際社会に非核の倫理を打ち立て、逆に核兵器の拡散を間接的に助長する、との論であった。そう、核が最強ゆえである。ならば、世界が一つになったとして、核の放棄は最善の選択なのか。材料さえあれば学生でも原子爆弾の設計図を書ける現実、テロリストでも核による威嚇が可能な世界にあって、現時点で最強の兵器を手放すことができるのであろうか。

第4章「防衛戦争」（眞嶋俊造氏）は、国民を守るべ



き国家が国民を犠牲とするというアポリアを描き出している。だがパンデミックのように、人類の数割を死に迫いやるような感染症が突如発生し、ワクチンの数量に限られる場合、どうするべきか。国家は、ワクチン接種の優先順位を通じて、救いうる人命を選択することになる。このとき「私たちにはそのような国家に対して抵抗する権利、いや、道徳的義務さえある」として、さらなる混乱を引き起こすことが正しいことなのだろうか。

第4章補論「太平洋戦争という悲劇」（大庭）は、日本の失敗による悲劇を描いている。だがこの悲劇は避けられた悲劇だったのか。自分自身があの場において、悲劇を回避できたのか。大西瀧次郎が特攻を決断したように、私も特攻を推進するしかなかったのではないか。

第5章「平和構築」（中内政貴氏）は、オーナーシップを重視したうえで、「国民」の間に平和についての合意が存在しないことを提示した。だが、外部である国際社会なくして、不安定な平和すら実現できないのではないか。外部による特定の平和の強制は不可避ではないか。子どもへの教育がある種の価値観の植え付けである以上、限界とある程度の摩擦を覚悟して、平和を押し付けるしかないのではないか。

第6章「民主化」（杉浦功一氏）は、現行の民主主義の行き詰まりを描き出した。その上でグローバル大での民主主義を探求してはいるが、広大な世界を網羅する原理として実効性の面で不適当ではないだろうか。元首制ローマと同じく、民主主義の理念を残しつつ、事実上別の政治体制の構想を迫られているのではないか。

第7章「主権」（高橋良輔氏）は、国家主権が抱える不確定性（脆弱性）を描き出した。その国家主権からなる世界は、環境問題を含め地球大での喫緊の問題に対処できていない。安易にコスモポリタニズムを唱えたくは

ないが、国家主権に代わる世界主権の構想が出てくることは必然であろう。では、散発的に起こる崩壊に瀕した国家主権と、世界大の問題に対処しうる一方で破たん危険性が際立つ世界主権と、どちらが優れた政治体制なのだろうか。

第8章「人権」（池田丈介氏）は、人権が「自壊」する恐れを指摘した。そう、国家が国民の人権を保障するにしても、世界大での人権保障はない。パンデミックや食糧危機などが生じた場合、多くの国家は自国の領域にない人々を保護の対象とはしない。結果として貧しい南の人々は切り捨てられる。切り捨てられた人々は、人権という理念を憎悪の対象とするかもしれない。「自壊する」としつつも人権に希望を残す筆者は、そのとき、人権という理念をどう扱うのか。切って捨てるのか、それでもなお価値があると主張するのか。

コラムについては紙幅の都合上、氏名の言及でお許しいただきたい。杉本俊介氏、溝渕正季氏、政所大輔氏、上野友也氏、角田和広氏、山田真司氏、木村周平氏、弘田忠史氏、田中慎吾氏、長嶺義宣氏、奥田太郎氏、クロス京子氏、田中（坂部）有佳子氏、山本圭氏、山尾大氏、辻田俊哉氏、堀内めぐみ氏、高澤洋志氏、赤星聖氏、川村仁子氏が本書のコラム執筆者である。改めて感謝申し上げます。

以上、多彩な執筆者の熱意によって本書は完成した。だが、本書は別種の限界を抱えている。というのも本書は、同年代と括れる1970年代の研究者によって執筆されたという存在拘束性を抱えているからである。次節以下でその限界を考察しよう。

3 存在拘束性の明示

古今東西を問わず、ありとあらゆる「現実」には、解決できない難問、アポリアが立ちはだかつてきた。過去のアポリアは、その時代と場所特有の切実さをもって、

存在してきた。例えば、ウンベルト・エーコの小説『薔薇の名前』は、中世ヨーロッパの神学論争、「イエスは財布を持っていたか否か」という問題、いわゆる「清貧論争」を背景としている。この問題は、中世に大地主であったカトリック教会の在り方を左右する問題であり、論争の帰結が中世の政治体制を大きく左右するモラル・アポリアであった。だが、この問題は、現代でも難問かもしれないが、モラル・アポリアとは言えない。「清貧論争」は時代と場所の制約によってはじめてモラル・アポリアとして成立したのであった。

同じように、本書で示した問題も、時代と場所の制約から自由では決していない。いわば、現代日本という前提があつてこそ本書は誕生したのである。(あくまで本書の定義での意味ではあるが、) アポリアがアポリアたるゆえんは、その時代と場所の制約による。つまり、本書が示したモラル・アポリアは、永遠不変のアポリアなどでは決していない。

そう、本書で示したアポリアには限界が存在する。そしてこの制約に自覚的であるからこそ、逆説的に時代と場所という限界を超越できるとも確信している。学問に誠実であるために、本書全体を通じての反証可能性と限界を示しておくことが知的誠実さだといえよう。以下、本書の執筆者たちに共通する、カール・マンハイムがいうところの存在拘束性を自覚的に描いてみよう。

まずは本書の執筆者たちを貫く同時代性について説明する。本書を書くために集った面々は、1970年代生まれの研究者である。筆者たちが子供時代を過ごしたのは冷戦期であった。この時代を覆っていた雰囲気は、特に子供であったから強く感じたのかもしれないが、核戦争の恐怖であった。しかし、この恐怖感は、執筆者たちの思春期に一掃されることとなった。冷戦の終結である。1989年という一年は充実していた。日々のニュースが世界を塗り変えていく興奮を覚えたからであった。そして核戦争の恐怖は消え去った。90年代には、世界を覆っていた閉塞感は消え去っており、グローバル化という新語が希望の言葉として流行したのであった。だが一方で1990年前後の日本の状況は、個人的な嫌悪感を脇に寄せて、日本経済に勢いがあったバブル景気が崩壊した、「失われた20年」の始まりと軌を一にする。しかも、この悪影響は90年代に大学の学部時代を経験した筆者たちに、就職氷河期という形で直接のしかかった。執筆者の多くはその後に大学院へと進学したが、その後、アカデミック・ポストに就くまでの苦難は、同世代のフリーター

と重なる部分があるだろう。そして21世紀となる。00年代の10年間は、冷戦終結後の10年間強と比べても暗い雰囲気が漂っていたのかもしれない。失われた20年に影響された個人的な状況と、暗い国際情勢の影響によってである。2001年9月11日は、この暗い時代の始まりを告げる画期となった。おそらく冷戦後の20年間に限ってみて、世界と日本の状況から感じ取ったのは、ある種の無力感、閉塞感であつたと思える。

この無力感と閉塞感は日本という場所性によって増幅された感もある。世界有数の経済力を誇りながら、世界の現実から遠く離れた日本という国の在り方である。「一国平和主義」との自嘲的な揶揄がその象徴であろう。130億ドルを支援したにもかかわらず感謝されなかった「湾岸戦争のトラウマ」が典型例である。日本以外の世界においては、ジェノサイドや民族浄化といった悲劇が生じそれを巡って議論と行動が錯綜したにもかかわらず、軍事介入を毛嫌ひする国境なき医師団でさえ軍事介入を訴える現実があるにもかかわらず、「世界の人々は虐殺の映像を見ても、怖いねというだけでディナーを続ける」(映画『ホテル・ルワンダ』)という典型的な人々を日本人は振舞ってきた。

つまり、執筆者たちは、無力感、閉塞感に加えて、日本という国を通して世界を変えようとする企図に、挫折感をも感じていたのであった。ルサンチマンといってもよい。日本においては世界を直接変えられない、自分たち自身の行く末さえ左右できない、と。

一方で多くの国際政治学は、自分たちの運命を支配できる、ということを前提に議論を進めているように思える。リベラリズムであれば世界を変える、リアリズムであれば自国を生き残らせる、という命題を前提においている。つまり、自分たちの行動で運命を変えられることを前提としているのである。にもかかわらず執筆者たちの実感は、浮き草のようなものであった。世界を変えたいが、変える力がない、と。ここにルサンチマンがある。

そして、別の事実にも気が付く。いわゆる権力(パワー)を握っている国家が、目指した意図に反して、不幸な結末を迎えるという事実である。その不幸を考えたとき、従来の国際政治学が前提とする、世界を変えていく、という信念に落とし穴があるのではないかとも思うようになった。アメリカ中心の国際政治学は、なまじ権力を持つがゆえに、変えられないことを変えられると錯覚しているのではないかと。

だからこそ、執筆者たちは、「アポリア」という従来とは別の手法を採用したのであった。世界を直接変えられ

ないのであれば、搦め手で変えていこうと。執筆者たちは、中途半端に世界に影響を与えることができる時代と国家に生まれ育ったがゆえに、従来の国際政治学とは異なる視角、アポリアという視角に至ったのであった。

なお、世界の諸問題に直接関与し変化をもたらさるのであれば、筆者もおそらく従来の国際政治学の手法を取ったであろうことを告白しておきたい。

4 『超国家権力』の企画について

この『超国家権力』企画の趣旨は下記のとおりである。

本企画は、未来において存在しうる超国家権力に内包する脆弱性を研究するものである。

ここでいう超国家権力の極端な形態は、世界政府構想である。しかし、現時点で、世界政府が近々誕生する、と予言する人間はいない。一方で、普遍的管轄権を有する国際刑事裁判所の誕生や、EU と ECB が備える強大な金融監督権限の設定なども、望んだ人間はいたとしても、多くの人間は予期していなかった。この事実、様々な分野で超国家権力が誕生する可能性を示唆している。環境問題や金融問題や人道危機などで、世界大での統一した対処が求められており、突如、特定分野の国際機関が強力な権限を手にする可能性は高い。

こういった超国家権力の出現を歓迎する人々も多いだろう。だが、どれだけ期待が大ききとも、理想は現実裏切られる。世界の現実とは昨日の続きである。見かけの変化が劇的であったとしても、内実の変化は緩やかである。つまり、今日の解決困難なアポリアは、明日のグローバルな権力のアポリアでもある。

そこで本企画は、明日の世界への希望を失望に変えないために、超国家権力が直面する困難、直面する脆弱性を事前に提示しておくものである。

世界の明日は一面で予測できているし、一面では予測できていない。世界はある日、見かけの上では劇的に変わるかもしれない、冷戦終結のように。しかし、冷戦終結は劇的だったが、いわば上部構造の崩壊であって下部構造の崩壊ではなかった。人間の生活という視点に立てば、政治体制や思想と異なり、生活を支える経済や技術といったレベルでは、つねに明日は今日の続きである。むしろ政治体制や認識の変化が、下部構造の変化をもたらすこともあろう。だが、その歩みは上部構造の変化に比して遅々としたものである。

だからこそ、恐れるのである。準備なしの超国家権力の誕生を。勢いと理想のみが先行して、内実の伴わない新しい時代の到来を。

かつて第一次世界大戦という未曾有の悲劇を経験した人類は、国際連盟という理想主義に燃えた組織を作り上げた。むろん、そこには成果も存在する。だがその一方で、1929 年以降の世界大恐慌に対し無力であり、「国際社会」なるものへの信頼性を、第一次大戦前に比して大きく低下させたことも事実である。いうまでもなくその後第二次世界大戦という、さらに未曾有の悲劇が待ち構えていた。

世界は理想と現実とで揺れ動く。だが、その揺れの激しさに翻弄される人々がいる。その悲劇は、着実に進めば多くの人々が平和に暮らせるにもかかわらず、出来もしない理想主義が人々の願いを裏切ってきた結果でもある。だからこそ、新時代を語る魅惑の言説を前に、一歩踏みとどまるための準備をしておく必要があるのだ。

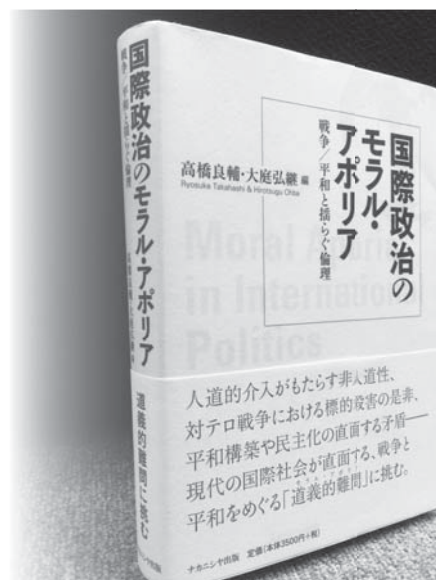
おわりに

冷戦終結直後から、東アジアの冷戦は終結していないとの指摘は為され続けてきた。認識と現実の落差を示す事例の一つであろう。『モラル・アポリア』の執筆者たちが理想を信じつつも、現実主義から簡単には脱却できない理由もそこにあるのだといえる。

本プロジェクトが「世界社会」ではなく「国際社会」を掲げる理由もそこにある。未来を楽観できるほど、人間社会の紐帯と理想を信じきれないのである。現時点で予測しうる困難性を認識することが、理想に裏切られないために必要な準備である。■

報告■ 大庭 弘継

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員
南山大学総合政策学部講師

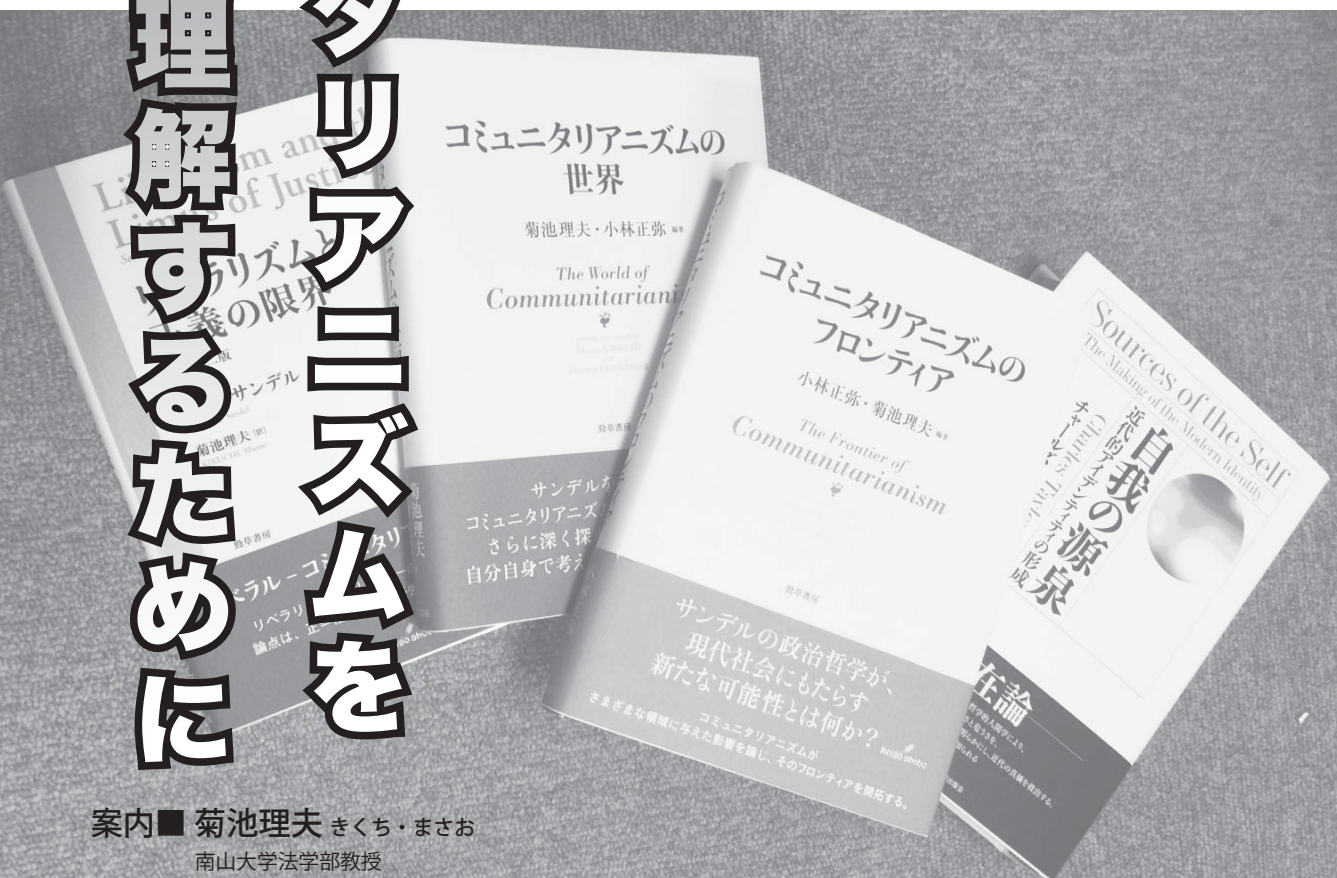


現代コミュニタリアニズムを

理解するために

現代コミュニタリアニズムとは 1980 年代前半に政治哲学では主流派であったリベラリズムやリバタリアニズムを批判する政治哲学・思想である。1980 年代中ごろからこのコミュニタリアニズムを批判するリベラリズムやさまざまな思想的立場の議論が加わり、「リベラル - コミュニタリアン論争」と呼ばれる激しい論争が英米の哲学・倫理学・法学・政治学・社会学などにおいて巻き起こった。この「リベラル - コミュニタリアニズム論争」では、リベラリズムとコミュニタリアニズムの少なくとも政治・政策的な立場の相違はそれほど大きいものではないことが理解されていき、やがて二つの対立は収斂していった。私の見方では、コミュニタリアニズムが強く批判したのは市場主義的なリバタリアニズムやネオ・リベラリズムであって、この点で個人の自由や権利、しかもそれが個人の利益と変わらないものとして絶対化し、道徳的主張を価値中立の立場から否定するリベラリズムが市場主義には無力であるとコミュニタリアニズムは主張したのである。

リベラル - コミュニタリアン論争のなかで誰がコミュニタリアンであるのか、さまざまな思想家の名があがったが、やがてコミュニタリアン哲学者として、アラスデア・マッキンタイア、チャールズ・テイラー、マイケル・ウォルツァー、マイケル・サンデルの四人が代表者とされていった。1990 年代になると、この



案内 ■ 菊池理夫 きくち・まさお
南山大学法学部教授

コミュニタリアン哲学者の影響もあって、イスラエル出身のアメリカの社会学者、アミタイ・エツィオーニを中心とする「応答するコミュニタリアン」運動が始まり、実際の政治・社会改革を求める運動となって、実際の政策にも影響を与えていった。

1. 現代コミュニタリアンの著作

しかし、2010年のサンデル・ブームに関わらず、日本の学界では、とりわけ政治学では、現代コミュニタリアンを一括するかなりの誤解や曲解が流布し、現代コミュニタリアニズムがさまざまな分野に影響を及ぼしていることについてもほとんど論じられることがない。そのため、1980年代前半に登場した現代コミュニタリアンの著作をまず読んで彼らの基本的主張やそれぞれの相違を理解することをお勧めしたい。まず、アラスディア・マッキンタイアの『**美徳なき時代**』第2版、篠崎榮訳（みすず書房、1993年）である。本書は近代啓蒙以後の哲学やリベラリズムを含む政治思想をほぼ全面的に否定し、アリストテレスやトマス・アクイナスの哲学を擁護したものであり、現代コミュニタリアン哲学の最初の代表的著作と一般にみなされているものである。マッキンタイア自身は一貫して「現代コミュニタリアン」であることは否定しているが、リベラルからは保守的なコミュニタリアンと思われ、日本でもいまだにそのような理解しかない。しかし、マッキンタイアは『**美徳なき時代**』においても現代社会の官僚などのエリートを批判し、「普通の人々」によるローカルなコミュニティの実践を擁護している。現在ではグローバル市場の進展によってますます不平等が拡大していくことを憂い、若いころの「新左翼」の立場に帰って、マルクス主義を肯定する「革命的アリストテレス主義」の立場に立っている。いずれにしても、彼の著作は、とりわけ『**美徳なき時代**』以後の作品は、もっと邦訳されるべきであると私は考えている。

これに対して、若いころは「新左翼」であったが、現在ではマルクス主義と一線を画し、カナダの新民主党の副総裁にもなった社会民主主義者、カトリック左派、あるいは多文化主義者として活躍しているチャールズ・テイラーは、後に述べる「応答するコミュニタリアン」も基本的には肯定して議論を展開している。しかし、日本

の政治学者は本人がコミュニタリアンであるとの主張を無視し、あるいは重視せず、テイラーをコミュニタリアンとして論じることがなぜかほとんどない。テイラーの近著『**世俗の時代**』が現在翻訳中であるが、それを別とすれば、最最大著である『**自我の源泉—近代的アイデンティティの形成**』下川清・桜井徹・田中智彦訳（名古屋大学出版会、2010年）をあげておこう。マッキンタイアと違ってテイラーは近代以後を基本的に肯定しているが、本書は副題にもあるように、とりわけ近代における個人の意識の展開を描いたものである。ただテイラーはその個人主義を「全体論的個人主義」と考えるのであって、リベラルの主張する「原子論的個人主義」とは異なるものでもあることも明らかにしている。

つぎに取り上げたいのは、本人が一貫してコミュニタリアンではなく、社会民主主義者、最近はリベラルの修正論者として議論を展開しているマイケル・ウォルツァーである。彼の著作としてはコミュニタリアンの正義論として『**正義の領分——多元性と平等の擁護**』山口晃訳（而立書房、1999年）をあげておきたい。これはロールズの正義論を「単純な平等」論とし、さまざまな領分に他の領分の特定の「財」が支配的になることを否定する「複合的平等」を唱えたものである。彼が何よりも批判しているのは、貨幣という「財」が経済だけでなく、政治や医療などまでに影響力を行使していることである。ウォルツァーはすべての国家は福祉国家であるという前提から、ローカルでアマチュアな福祉を主張し、一般的にはコミュニタリアンの本格的な分配の正義論であると評価されている。

4人目のコミュニタリアン哲学者として、最も若い日本でもブームを巻き起こしたマイケル・サンデルを取り上げたい。彼の最初の著作であり、リベラリズム・リバタリアニズムを「哲学的人間学」の観点から批判し、リベラルの側からマッキンタイアと並んで最も批判された『**リベラリズムと正義の限界**』第二版、菊池理夫訳（勁草書房、2009年）がある。サンデルにとって当時アメリカの公共哲学で主流派になったリベラルやリバタリアンは、コミュニティやその文化・伝統から切り離された「負荷なき自我」という人間観に立つカント的な義務論であり、そのような観点からは同胞の市民とともに「共通す

る善」を熟識して探究することが不可能になると批判する。なお、この私の訳書にはサnderから彼の政治的立場を示すものとして、日本語訳を勧められた「道徳性とリベラルの理想」が収録されている。これはリベラルやリバタリアンを「正（＝権利）の政治学」と呼び、コミュニタリアニズムを「共通善の政治学」と呼んで対置させ、1985年から始まる「リベラル－コミュニタリアン論争」の火付け役となった論説である。

最後に、このコミュニタリアン哲学者の影響を受けて、1990年代に「応答するコミュニタリアン」運動をはじめたアミタイ・エツィオーニのコミュニタリアンとしての主著である『新しい黄金律―「善き社会」を実現するためのコミュニタリアン宣言』永安幸正監訳（麗澤大学出版会、2001年）をあげておきたい。本訳書は個人の自由と社会秩序のバランスを道徳的対話によって獲得しようとする応答するコミュニタリアンの主張を展開したものであり、その具体的提案も含み、58人が署名した「応答するコミュニタリアン綱領」も訳出されている。エツィオーニの主張は政治家とくにクリントン政権やイギリスのブレア政権に影響を与えているが、日本の政治学者はほとんどなぜか彼の影響力を無視するか、もっぱら保守的なものとして否定するかである。なお、9・11同時多発テロをめぐって、応答するコミュニタリアンの内部でも意見が分かれ、エツィオーニはもっぱらテロ対策の「秩序」重視の保守的立場になり、この応答するコミュニタリアン運動は事実上活動を停止している。しかし、それ以前はエツィオーニも含む「応答するコミュニ

アen」は保守的でないことはこの本からも理解できるはずである。

2. 日本のコミュニタリアニズム研究

日本では現代コミュニタリアニズムを基本的に肯定的に研究している者は少ない。それほど学界の主流派の偏見や無知には根強いものがある。ここでは基本的に現代コミュニタリアニズムを評価する数少ない日本の単行本だけをあげておきたい。まず日本のコミュニタリアニズムに対する偏見や誤解を訂正し、単行本として最初に現代コミュニタリアンを包括的に扱った私の著作をあげておきたい。菊池理夫『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』（風行社、2004年）。本書はこの時点までの4人の哲学者の議論とその位置づけと、エツィオーニの応答するコミュニタリアン、とりわけそれがブレアの「第三の道」の路線に影響を与えたことと、それまでの日本のコミュニタリアニズム研究を概観したうえで、日本の「共同体主義」と呼ばれているもののなかに肯定できる点がないかを探究したものである。なお、この本をもとにした入門書『日本を甦らせる政治思想―現代コミュニタリアニズム入門』（講談社現代新書、2007年）もつけくわえておきたい。

つぎに、NHKの「ハーバード白熱教室」の解説で有名になった小林正弥のコミュニタリアニズム集成が近々出版予定であるために、小林のコミュニタリアニズムの代表作として、ここでは新書ではあるが、いまでもサnderに関する唯一の研究書である『サnderの政治哲学



ー『正義とは何か』（平凡社新書、2010年）をあげておきたい。本書はサンデルの最近までの著作の内容を手際よくまとめ、コミュニタリアンだけではない、あるいは誤解されたコミュニタリアンではないサンデル像がよく理解できるものである。

テイラーに関してはすでにコミュニタリアンとして論じられることは日本では少ないが、唯一の例外は中野剛充『テイラーのコミュニタリアニズム—自己・共同体・近代』（勁草書房、2007年）である。これはこの時点までのテイラーの政治思想をコミュニタリアンとしての視点からまとめたものである。なお、これは修士論文を単行本にしたものであり、高い水準にあるものであるが、中野はテイラーに関する博士論文作成中の2013年に急逝したことが残念でならない。

政治学者ではないが、マルクス主義の観点から、現代コミュニタリアニズムを評価したものとして、青木孝平『コミュニタリアニズムへ—家族・私的所有・国家の社会哲学』（社会評論社、2002年）がある。これは後期のマルクスが資本主義批判を強め、リベラリズムを批判し、「共同体」を再評価したことから、現代コミュニタリアニズム、とくにマッキンタイアの思想を評価したものである。ただ、当時の、そして現在でも一般的なマッキンタイアを保守的なものであるとする点から、コミュニタリアニズムの反リベラリズムを保守的なものであると考えている。

最後に、小林と私が編集したコミュニタリアニズム評価の論文集2冊をあげておきたい。この2冊はサンデル・ブーム以前から一巻として出版する予定であったが、分量が増え、2冊になったものである。これほど総括的な現代コミュニタリアニズム研究は海外にもないものであると自負している。

まず、現代コミュニタリアニズムが政治理論、倫理学や政策学などのさまざまな領域に与えた影響力と日本の思想家をコミュニタリアニズムの観点から論じた小林正弥・菊池理夫編著『コミュニタリアニズムのフロンティア』（勁草書房、2012年）である。日本では現代コミュニタリアニズムはもっぱりリベラリズム批判としか理解されておらず、それがさまざまな領域に与えた影響力が評価されることはほとんどなかった。本書は「リベラル・ナショナリズム（川瀬貴之）」、「グローバルな正義論（福原正人）」、「環境倫理・世代間倫理（吉永明弘）」、「性差と家族・子ども（小林正弥）」、「宗教（榎木憲一郎）」のテーマへのコミュニタリアニズムの思想的関与の第1部、「公共政策学（菊池理夫）」、「正義・共同体・法（尾形健）」、「福

祉（妻鹿ふみ子）」、「学校・コミュニティ・ボランティア（坂口緑）」、「パブリック・ジャーナリズム（畑仲哲夫）」と実際の政策に影響を与えたコミュニタリアニズムに関する第2部、「南原繁（榎木憲一郎）」、「賀川豊彦（伊丹健太郎）」、「宇野弘蔵（青木孝平）」、「戦争責任（宮田裕行）」と日本におけるコミュニタリアニズムを展開したと思われる思想家や政治問題を扱った第3部からなり、最後に小林による本書全体へのコメントから現代コミュニタリアニズムとその影響をどう考えるかの長い解説の終章がある。

つぎに、菊池理夫・小林正弥編著『コミュニタリアニズムの世界』（勁草書房、2013年）はサンデルを中心としたコミュニタリアニズムの政治哲学の全体像を個々の思想家の違いも含めて本格的に論じたものである。第1部の小林による第1章「マイケル・サンデルとリベラル・コミュニタリアン論争」は、サンデルのロールズ批判を中心にその流れを論じ、日本のサンデル批判にも答えた力作である。菊池による第2章「現代コミュニタリアンの諸相」はサンデルと他の3人のコミュニタリアン哲学者との関係や私の『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』以後の彼らやエツィオーニの最近までの著作から彼らの思想の展開を相違も交えて論じたものである。第2部の第3章「コミュニティへのアプローチ」は社会学における「コミュニティ」研究をふまえて、現代コミュニタリアンのコミュニティ観を整理したものである。小林による第4章「日米の公共哲学と民主政」はアメリカの公共哲学はコミュニタリアンの主張から盛んになった点があるが、その立場と小林も属している日本の公共哲学プロジェクトと比較したものである。宮崎文彦による第5章「共和主義の思想史研究と政治理論」は、サンデルも共和主義の立場を主張したように、政治思想史研究から現代の政治理論として発展した共和主義について、サンデルとの違いも含めて論じたものである。林真理による第6章「生命倫理とコミュニタリアニズム」はサンデルの生命倫理の主張をリベラルや保守の立場と比較して優れたものとした論考である。小林と宮崎の第7章「対話型講義による新しい哲学と教育」はハーバード白熱教室で有名になった「対話型講義」の哲学的意味、とりわけコミュニタリアニズムとの関連を明らかにし、また小林らが実際に千葉大学で行っている実際の例を紹介したものである。最後の終章は私が本書全体の解説とともに、私の考えるコミュニタリアニズム政治哲学を小林の理解との相違も交えて論じたものである。■

コンゴ訪問記

2013年8月後半、大庭弘継はアフリカ中央に位置するコンゴ民主共和国（以下「コンゴ」）を調査のため訪問した。本調査において、本学外国語学部准教授（神言修道会神父、コンゴ出身）のロジェ・ヴァンジラ・ムンシ先生と行動した。また、ドライバー兼ガイドとして、同国弁護士のリチャード・カフォト氏にお世話になった。

なお、訪問当時のコンゴは東部地区で国連 PKO の戦闘部隊、「介入旅団」が武装勢力 M23 の掃討作戦をちょうど開始した時期に当たる。また駐コンゴ日本大使館が「放火」され、日本から警察が捜査のために派遣されていた時期にも重なった。

このコンゴ訪問に先立ち、外務省アフリカ第1課で諸橋事務官から最新のコンゴ情勢についてブリーフィングいただいた。

本訪問記録は、筆者の日記をまとめなおしたものである。雑然とした印象を受けるかもしれないが、日本人である筆者がコンゴを訪問して直面した諸問題や感想などを率直に伝えることを優先した。非日常の日常を少しでも体感いただければ幸いである。

事前情報

本報告を語るにあたり、コンゴの歴史について概説しておく必要があるだろう。コンゴは、19世紀後半にベルギー国王の“私有地”であるコンゴ自由国を経て（圧政下で数百万人のコンゴ人が犠牲になったといわれている）、20世紀初頭にベルギー領コンゴとなり、1960年に独立した。しかし独立直後から内戦状態に陥り、当時としては珍しく国連が積極的に武力介入したこともあった（なおこの内戦に対処した当時の国連事務総長ダグ・ハマーショルドはコンゴで事故死している）。内戦後、モブツ・セセ・セコがクーデターを起こして政権を掌握、以後、約30年に及ぶ独裁を継続した。なおこの独裁政権の腐敗は際立っており、コンゴ（この当時、モブツの指示により国名をザイルとしていた）に対する国際支援の総額と、モブツの個人資産は同額であったとも言われる。つまり、海外の援助をそっくりそのまま自分の財布に入れていたと評されるほど腐敗が際立っていた。



案内 ■ 大庭弘継 おおば・ひろつぐ

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員／総合政策学部講師

この独裁を崩壊させた一因は隣国ルワンダでのジェノサイドであった。1994年ルワンダで生じたジェノサイド（犠牲者は80万人といわれる）は、反乱軍によって鎮圧され、ジェノサイドを行った軍と民兵は、大量の難民と共にコンゴに押し寄せた（約120万人）。ジェノシダール（ジェノサイドの実行者）たちは、難民キャンプを事実上の軍事拠点とし、政権回復を目指してルワンダに攻め込む。ルワンダは“自衛”として、コンゴの反政府勢力を支援するとともに、1997年コンゴに攻め入り、モブツ政権を打倒した。ここで誕生したローラン・カビラ政権は、当初ルワンダ（とウガンダ）と蜜月関係にあり、ルワンダ人（とウガンダ人）をコンゴ新政権の閣僚に登用するほどであったが、決裂、ルワンダ排除に走る。反発したルワンダとウガンダは、再びコンゴに侵入、そこにカビラ政権側に立つ諸国が介入し、アフリカの世界大戦と呼ばれるほど規模の大きい戦争になった。

この紛争は公式には2003年に終了したことになるが、コンゴ東部、つまりルワンダとウガンダに近い地域は、両国の影響下にある反政府勢力が跋扈する状況が現在まで続いている。なお2006年時点での調査では、（1997年の紛争勃発以来）関連死を含めて540万人もの人々が犠牲になったと推定されている。

近年の特記事項として2012年11月に生じたM23という反乱勢力による、コンゴ東部の主要都市であるゴマ占領が挙げられる。治安を一義的に担うべきコンゴ軍は撤退し、ゴマに国連軍が駐留していたにもかかわらず、反乱軍に占領され略奪が行われた。この事態に対し、2013年3月、国連安保理は戦闘部隊「介入旅団」の組織を命令し、筆者の訪問時期は、M23に対する掃討作戦が実施されている時期と重なった。なお、M23は同年11月に事実上の降伏を宣言しているが、コンゴ東部には未だ数十の武装勢力が跋扈している。

なお今回の訪問は、混乱が続く東部ではなく、約1500kmも離れた、“安全な”首都キンシャサでの調査であったことにご留意いただきたい。

2013年8月22日（木）

ブリュッセル航空を利用し、ルワンダ経由の便でキンシャサに、予定より30分ほど遅れて20時50分頃到着した。世界的にも汚職で悪名高いコンゴへの入国であったが、入国審査官は英語を解せず、身振り手振りで宿泊先を尋ねるので、神言会の修道院を示す。カトリック信

者も多いためか、問題なく入国。一週間ほど早くコンゴに入国していたムンシ先生が、空港内でのトラブル回避のために手配してくれていた軍人兼空港職員のL氏と空港内で落ち合う。が、荷物が出てこない。結局、10時過ぎに荷物を受領し、ムンシ神父、リチャードさんと空港の外で合流、キンシャサ市内へ移動した。夜間は昼間に比較して車も少ないとのこと、一時間ほどで神言会の修道院に到着した。ありがたいことに、ムンシ神父がビールを準備してくれていた。なお特筆なく、訪問先では常にビールが供されていたことを、はじめに断っておく。

2013年8月23日（金）

翌日の朝に、他の神父や新学生たちに挨拶。出身国はさまざまでセネガル、ガーナ、アンゴラ、マダガスカル、もちろんコンゴ出身者もいる。

この日の主要目的は、MONUSCO（コンゴに展開する国連PKO）の担当者へのインタビューであったが、まさにこの時期、東部情勢が激しく動いていたため、担当者は不在、インタビューを取ることができなかった。このため大幅に予定が狂うことになった。何度も駐屯地を行き来し、調整に骨を折っていただいたムンシ神父とリチャードさんに改めて御礼申し上げたい。

なお、移動途中にJICA（日本国際協力機構）の案件現場に遭遇。道路拡張工事でコンサルタントを勤める日本人の建設コンサルタントの男性に話を伺った。夫婦で赴任してきているとのことだった。さまざま情報を入手し、翌日以降の行動計画を練り直す。

2013年8月24日（土）

午前中は、神言会の別施設へ。神父の相談に乗る。修道院の施設の未活用スペースを利用についての相談であった。

午後は、ゴンベキンシャサ市内の教員養成大学にて、コンゴ日本交流センターを訪問し、そのオープニングセレモニーに参加した。日本側のメインは、慶應義塾大学の先生方である。日本人教員は母子保健について講演し、コンゴ人教員は大学の自由や政治からの独立について講演していた。

終了後、首尾よく慶應の先生方とコンゴ出身の慶應教員であるサイモンさんに挨拶し、仲良く写真撮影。日本のつけそばでのレセプションにも、当然の顔をしてまぎれ込んだ。図々しさを実感しながらも、平然とふるまう。

修道院に帰投後、院長先生たちと夕食を同席。日本文

化の特徴、要するに、シャイだ、摩擦を嫌うことを説明。ゆえに、摩擦を起こさないためにも、礼儀正しいのだと説明。院長いわく、良い社会だ、戦ってばかりの社会よりはるかにマシだ、と。付け加えて、院長がコンゴでは家庭内でも戦っているというので、夫婦喧嘩は万国共通だと笑いながら反論。大団円。

2013年8月25日（日）

皆で揃ってレンバ地区（キンシャサ市内）の教会へ。おそらく11時には着いていたと思うが、そこから3時間以上も礼拝が続くとは思わなかった。初請願、終身誓願、請願50年のセレモニーもあったため、そもそもコンゴのミサが長いということもあろうが、途中入場であったにもかかわらず、3時間以上も座るハメになった。ただ、初々しい成り立てシスター達の重要な儀式。最前列に座られたこともあり、嫌な顔などできやしません。

特筆すべきは、座る時間も長い、その疲れを吹き飛ばすように、参列者は唄って踊る。特に寄付の際、参列者は並びながら踊り出す。なるほど、集中力を保つためにはカタルシスが適宜必要だなあと考えた。なおミサ後、食堂で会食、ビールが出るところがやはりコンゴ流なのだろうか。

少し疲れたので、食堂を出ると20m向かいで、子供達向けの日曜学校を開催中。おもわず写真を取ると、中から大学生の女の子がすごい剣幕でこちらににじり寄り。誰の許可を得て写真を撮っているんだ、と。その表情や剣幕は、いわゆる“委員長”であった。コンゴにも発見。英語を話せる少年が、“委員長”に代わって詳しく説明、セキュリティの問題だとのこと。了解して写真を削除。加えて身分を説明し、ムンシ神父を連れてくる。

すると、先方の態度は180度変わる。意識すると、神父様のお連れさまでしたかあ、という感じ。“委員長”が納得したため写真撮影を再開するが、思春期の女の子達は過剰に反応し、ポーズを決める。こりゃあ邪魔しているなあと思い、立ち去ろうとしたところ、くだんの女の子と男の子が僕を追いかける。先ほどの件の謝罪や現在教えている内容を説明したいとのこと。9月末から10月にかけて出し物をやるとのことだった。見たいが、当然すでに帰国している。今度日本の学生を連れてきて、彼らに引き合わせたい。

その後、女子修道会の管区長に挨拶していたところ、その後ろの建物で、シスターたちも含めてみんな楽しく踊っているではないか！ちょっと覗いてみようと思ったところ、こういう展開を期待していたわけではないが、やっぱり筆者も踊らされた。楽しいのだが、踊りなど縁

がない私のくねくねダンスはおそらく奇妙だったに違いない。間違いなく、日本人どころかアジア人が珍しかったのだろう。音楽と踊りは国境を超える、ということか。でもみんな楽しそうだし、見てるだけで幸せになれる、とはこういうことだと思った。

2013年8月26日（月）

この日は、シェゲと呼ばれるストリートチルドレンの施設へ。シェゲは治安上の不安定要因として日本でも注目されている。その移動途中で「畑」を見学。たまたま施設の近くにあり、そこで待ち合わせをしていたための偶然だが、4m四方の畑を手入れしているご婦人と会話。30ドルで購入したとのこと。ここで育てている野菜をすべて売れば、5ドルの収入になるらしい。もとをとるには、6回以上、収穫して売る必要がある。

施設のボランティアを務めているトーゴ出身の神学生ダニエルさんが出迎えてくれた。英語は流暢。彼は非常に気がつくナイスガイで、写真撮影を一手に引き受けてくれると共に、訪問先の調整もしてくれた。非常に感謝。

まずは男の子の施設に向かう。32人が生活し、最年長は12歳とのこと。入った瞬間に子供達は大はしゃぎ。これがいわゆるシェゲなのか。語られているイメージと全く違う。うちの息子と変わらない普通の子供たちではないか。むろん、神言会の教育もあろうが、荒んだところを微塵も感じない。大きい少年たちは、実際にそのイメージだろうが、嬉々としてカメラに写り、嬉々として部屋を集団で案内する。こういった子供達に何の邪念を感じようか。集団でみんなが部屋を案内してくれる。食事は十分みたいだ。ただ、ベッドのマットはないに等しい。

サッカーの質問をする。反応が一オクターブは高くなる。みんなサッカーは、大好きという以上の興奮を覚えるみたいだ。サッカーチームの名前も詳しい。男の子はやはり元気満タンド。でも、「見せてあげる」と持ってきたサッカーボールは小さく、すでに破裂している。無邪気さとのギャップに衝撃を受けた。即座にムンシ神父と相談し、あとでサッカーボールを買いに行こう、ということになった。

なお、20歳を超えたシェゲは扱いは難しく、神言会の施設でも教育や躾まではいかず、宿泊場所の提供という形でしか支援ができていないということであった。

次に女の子の施設に向かう。総じておとなしい。でもこちらに興味はあるみたい。ただ、女子施設は、上が17歳ということもあろうが、基本的にシャイな印象を受ける。直前に、男の子のためにサッカーボールを買うこと

を決めたため、女の子には何がいいのか、という観点から見てしまう。ということで、女の子たちがいつもする遊びを見せてもらった。うん、道具はいらないね。

というわけで、贈り物を何にするべきか思いつかない。運営しているシスターに尋ねる。はじめお金を渡そうかと思ったのだが、シーツが欲しいとのこと。男の子たちも必要だろうけど、遊ぶものの方が喜ぶんじゃないのかな…。ともあれ、女の子の問題である。でも高そうだ。どうしようか迷っていると、リチャードさんが「直接買う方が安い。交渉する!」と主張。その言葉を受け、あとで買いに行くことにする。

この女の子の施設は、クリニックを併設している。先ほどの男の子の施設で、熱心にフランス語で案内してくれた12歳の少年が受診に来ていた。クリニックの看護師さんにご挨拶。17年の経験を持つマダムであった。衛生教育からマラリアや風邪に至るまで、守備範囲は広い。近郊にある医師駐在のクリニックとも連携しているとのこと。

別れ際、シスターがインド出身だと、カルカッタ出身でムンバイに長く住んでいたと始めて聞く。どうも外国人と付き合いが深いと、見かけに対する注意力が散漫になる。つまり、アフリカ人でないと、気がつかなかった。彼女の訪問帳に記帳して、別れを告げる。

昼食時にリチャードさんに質問をする。MONUSCOについてどう思うか。コンゴの平和に有益と思うか、と。リチャードさんの答えはネガティブであった。信用できない、と。昨日の25日、東部でMONUSCOに対するデモ発生。これに対し発砲、二人が死亡、負傷者も搬送されているとのこと。舌鋒鋭く「金儲けのためにきている、紛争が長引いている原因もPKOのせいだ」と。その客観性はさておき、コンゴ人の率直な感想であろう。というも、ほぼ同じ回答をこの後も、20人ほどのコンゴ人（但しキンシャサ在住の一部に限る）から受け取るようになったから。

続けて「PKOは世界を代表してコンゴに来ているが、世界や人類という言葉についてどう思うか」と尋ねる。答えて曰く「欧米人がどこにいる? キンシャサみたいな安全な場所にいるが、東部にはいない。東部にいるのは金儲けのためにいる第三世界の兵士たちだ」、と。痛烈な批判であった。

なお後日の話であるが、本記録を執筆中にコンゴに赴任している南山の卒業生に話を聞いたところ、現在東部の治安は安定しつつあり、またMONUSCOは本部を含めてほとんどが、紛争地域である東部に移動しつつある、とのことであった。(2014年5月13日のインタビュー)

たまたま一緒にのレストランにきた、A氏という公共機能省の高官と話をする。コンゴの現状と国民の不満に対し、「望めばキリがない」とのスタンスであった。だが明確にMONUSCOの無力に対し国民が不満を抱いていると、明言はしていた。

昼食後はJICAでインタビューを行う。コンゴ情勢ならびに援助の現状についてお話を伺った。内容は、コンゴ内政の率直な部分が多いので本報告では省略したい。

その後、子供達へのプレゼント購入のため、カサブブ地区の商業区域へ移動。私が外に出ると危険なので車中に待機。ムンシ神父とリチャードさんが戻るまで、かなり長い時間待たされることになった。待ち時間の長さについてはお察しいただきたい。

さて、待ち時間での交渉で、女の子のシーツ30枚を75ドルまでディスカウントに成功したとのことだった。アジア人がいては、交渉の邪魔になったとの率直なご意見。その通りだが、ねえ。

次は、私も一緒に、サッカーボールを購入のため、中国人のお店に行く。合計でサッカーボールを6個、女の子のためにバレーボール一つ購入。

ともあれ、プレゼントが揃う。これを持って、子供達のところへ移動。まずは女の子。寄ってきて、喜ぶ。素直だねえ、と思いつつ、たぶん女の子の興味はカメラ。すごい数の写真を取られる。やはりシーツは関心を惹かず。ただ、ボールは嬉しそう。バレーボール一つのはずが、男の子の分から小さなサッカーボールを拝借。計二つを寄付。

次に、男の子の施設へ。ボールを見せた瞬間、大歓声! さっそく、ボールで遊び始める。すごくわかりやすい喜び。買って良かったと、心底思った。

帰りがけ、カメラとボイスレコーダーを兼ねていたiPhoneが、故障。大きなショック。ということで、貴重な写真とボイスレコードのいくつかは永遠に消え去った。

2013年8月27日(火)

まずは、近郊の女子修道会を訪問。シスター・アニと談笑。たぶん、17歳と思いつつも、女性には歳を聞けず。女性に歳を聞く難しさについてムンシ神父と意気投合。

一時間のアウトドア・ドライブ。ムンシ神父のお兄さんを途中でピックアップしたのち、道無き道をゆく、傾斜角45度、高低差1mの「道路」を四輪が駆け抜ける。

着いた先は、非常に心地よい風と空気と気温の避暑地っぽい、キンシャサ近郊のキキミ村。ムンシ神父の従姉の家族の家に到着。娘さんは13歳。私の長男と一つ違いたが、しっかりした子ども。聞くと、他の子供達は医学

部に通学とのこと、なるほど俊才揃いだ。

揃って昼食。思いきって、ムンシ兄に、幾つかの質問。PKO や国際共同体について。予想通りの答え。何のためにいるのか、と。インタビュー成果の方向性は収束しつつあり。

帰投後、副院長と同席。神父に政治向きの話を聞くとのは憚られたが、聞くと矢継ぎ早に返ってきた。結論は同じ。結局、国際共同体とは、資源を狙う国々がかぶった羊の皮にすぎないのか。

2013 年 8 月 28 日（水）

早朝、ムンシ神父を訪ねてきたシスターたちと歓談。バンドウンドウ（ムンシ神父の出身地）における医療施設設立の話。ざっと聞いたところ、所用資金 75000 ドルのうち、自己資金は 5000 ドルしかない。質問の要点は、お金の話であった。日本の外務省が所掌の「草の根人間の安全保障」の HP を調べ、情報を提供。持続可能性の点をしっかりとるように強調した。だがどこまで通じたのか。単に援助してくれというプロジェクトだと、たぶん申請は通らない。

立ち話をしている神学生たちに MONUSCO について尋ねる。やはり不評である。予想通りの答えが返ってくる。ただ一人だけ、弁護の論を試みていた。周りからフランス語で猛反論を受けていた。

今回の調査を通じて、人々が MONUSCO を信用していないことがわかった。理由は、紙に書かれている目的が悪いのではなく、実際に MONUSCO が行っていることが問題である。先進国の人間は東部地区にはいかないし、危険を背負わず、キンシャサでのんびりしている、という見方をしていた。危険なところに行くバングラデシュのような国の兵士も、金のためにきている。実際の活動を考えた場合、欧米人がコンゴ東部で活動していることを知っている。しかし、多くのコンゴ人の目に見える部分で、その認識は浸透していない。欧米人の活動が国際社会ではないはずだが、コンゴ人の偏見いっぱい（大庭の感想）の視点から、国際社会は何もしていないと認識しているのは間違いない。介入旅団に対する評価も、かなり悪い。いまさら兵力を 3000 人を増やしたところで何ができるのか、という意見が強かった。むしろ、現在の活動を反映し、彼らの意見も変わっているかもしれない。

その後、キンシャサ大学に向かう。卒業生であるリチャードさんを先頭にアポなし訪問を敢行。MONUSCO について尋ねる。まずは道を歩いている女子学生二人組。片方は意見なし。もう一人は、少しは役に立っているとは思いますが、全体としては疑問とのこと。その後、法学部棟へ。

リチャードさんの知っている先生の部屋をしらみつぶしに探して行く。はじめに入った部屋がビンゴ。先生はいなかったが、まさに MONUSCO を専門としている助手、チフンダさんと話せた。すでに専門書で幾つかのチャプターを執筆しているとのこと。チフンダさんの議論では、MONUC（MONUSCO の前身）が、2006 年の選挙不正を容認したことが決定的だったとの主張だった。次は、法学部長の部屋を訪問。不在であったが、ここでも助手が対応してくれ、国民の不満が MONUSCO に向いている現状を、嘆きつつ認める。その後、教室にいた女二人男一人と会話。一人の女性だけが回答してくれた。いわく、ブルーヘルメットで見かけは優しそうだが、役には立っていない、とのこと。週末はナイトクラブで遊んでいるとの批判も。

その後は哲学者の部屋を訪問。形而上学と生命倫理が専門とのこと。本学のモットーを伝えてはいないのだが、「人間の尊厳」があらゆる問題で核心的に重要だとの主張であった。PKO も「人間の尊厳」を考慮すればうまくいくとの主張であった。内実は何か、とは訊き返さなかった。哲学者との議論は骨が折れることを身に染みて知っているから。

その後、女子修道院訪問を経て、キンボンドウに移動。途中、慶応の学生を見つけピックアップ。アカデックス小学校に到着。4 時ごろだったと思う。アポなし訪問だったが、M 先生に対応いただき、活動について一時間ほど説明いただいた。学生たちは、校門のアーチ作成に勤しむ。

帰りに国連を退官したムンシ神父の一番上の兄の家を訪問。大統領選挙に出馬したこともあるらしく、トヨタなどがコンゴに進出し工場を作れば経済状況が好転すると熱弁をふるう。なお、やはり MONUSCO に対して大変批判的であった。

修道院に帰着し遅い夕食を取る。聞けば、水曜夜はレクリエーションの日、テレビを見て酒を飲む会合。コンゴ人の神学生と話す。ドイツ留学が決まっているとのこと。専門はなんとハイデガーのゲシュテルであった。感嘆！

2013 年 8 月 29 日（木）

最終日午前、コンゴ川近郊の立派な新興住宅地を見学。住宅地を見せられてもねえ。という不満を、つい口に出してしまった。

昼食後に皆に挨拶。神学生からも返礼を頂く。帰りの準備は万端。コンゴ川を見たいと要望し、漁村に案内してもらおう。木をくりぬいた船。細くて柔そうだが、船高は低い。つまり風の影響を受けにくい。ムンシ神父は不安そうで、大きな船を希望。準備に時間がかかる。

怪しい軍人が登場。金のネックレスや時計などジャラ



ジャラ。いかにもヤクザっぽい風貌。ハリウッド映画の悪役で似た人物を数多く見たことがある、典型的な小悪人役で…。そいつがこちらを見ている。リチャードさんが私たちの写真を撮ろうとしたところで、外国人が写真をとってはいけないとの難癖。かなりの大声で怒鳴りあい。周囲を多くの人々に取り囲まれる。派出所に連れ去られる。だが、そのチーフは話がわかる人。解放してくれた。役場の青年に付き添われて、急場から離れる。我々の要望で漁船を準備していたのに、15ドル稼ぎ損ねた青年が可哀想。

その後、現場を離れ空港に移動。さてキンシャサ空港の仕組みについて、説明しておくのが親切だろう。まず、車で中に入るにも10ドルかかる。次に旅行者が空港内に入るにも50ドルかかる。パスポートを示してチケットを購入し（今回はリチャードさんに、私が酒を飲んでいる間に購入してもらっていた）、中にはいる。その際、手荷物検査。カバンを開けて中を手探り。ウェットティッシュが珍しかったようだ。欲しいとのこと。大盤振る舞い。

ムンシ神父が手配してくれた警察官レオンさんと落ち合い案内してもらう。

空港の中での行動だが、航空会社ごとにチェックインする必要がある。ブリュッセル航空の行列で待つ。離陸時刻の4時間前である18:00にブリュッセル航空の受付開始。パスポートと航空券予約のペーパーを見せて、航空券を発行。すぐ横にある荷物受付カウンターに移動。英語がうまく通じない。何とか荷物を預けることに成功。預けたいのに「carry on baggage」の札を貼られたら注意されたし。持ち込まなくてはならなくなる。

さて荷物を預けることに成功したのは、出国手続き。カードを二枚書かされた。パスポート番号や旅行目的や旅行先を記入するカード。本当は入国時に記入すべきカードのような気がしたが、入国時がザルだったために、今回、入国審査官から渡され、離れてベンチを机がわり

に記入し、再度並んで、パスポートに出国のハンコ。

そののちはX線で手荷物検査。靴まで脱がされた。ベルトも外した。検査官の英語は下手だったが、コンピューターという単語が聞こえたため、iPadは別に出して、通過。何事もなく通過したがベルトをはめるのに手間取る。その間に職員がどこの国と尋ね、日本と答えたら、何かプレゼントない？としつこい。あげたいけど、持っていないんだ、ごめんね、と日本人得意の無意味な笑顔でごまかす。耐えきれず、ベルトをハメ終わっていないにもかかわらず、そそくさと待合室、といっても同じスペースだが、移動する。

酒を飲む場所がある。そこに移動する。しかし席がない。気がつくヨーロッパ系の青年が同席を申し出る。話すとフランス人。英語がうまかったので米国人かと思ったが。にっぽん、という単語を知っていたので、よく知っているね、と返事。

彼はICRCの職員とのこと。当初は、ICRCの守秘義務のせいか、なかなか口を開いてくれなかったが、アニメの話で意気投合。『AKIRA』や『紅の豚』が好きとのこと。まどマギ（『魔法少女まどか☆マギカ』）はペド（ロリコン）と誤解されかねないので質問できず。彼の勤務地は、パキスタン、イエメン、そしてコンゴ。今から帰国するという。では次はアフガンかな、と問うと、その可能性は高いねと苦笑いしながら返答。

互いにフライト時刻となり、フランス人に別れを告げ、機上の人となった。

おわりに

コンゴは広い。紛争中とはいえ、紛争の舞台である東部地区は約1500kmも離れた場所である。キンシャサは、直接紛争の被害を受けているわけではない（但し、国営テレビ局が武装勢力に襲撃されるという事件が本年2月に発生した。またシェゲによる犯罪が多発している現状に変わりはない）。

キンシャサの一部しか見ていない私が、コンゴを語ることに忸怩たるものはある。にもかかわらず、ごくごく小さなところから、具体的な人々からはじめるしか、コンゴを理解することはできない。なお、様々な気遣いのため、あえて詳細を語らない部分があることもご了承いただきたい。本訪問記録が、現在もコンゴで生きる人々に不利益をもたらさないための処置であることを了解いただきたい。だが一方で、本訪問記録がコンゴに興味を持つ方々のコンゴ理解の一助とならんことを祈念しつつ、筆をおこう。■

研究所活動記録

(2013 年4 月-2014 年3 月)

平成 25 年度 (2013 年度) 活動報告

懇話会・研究会・シンポジウム

懇話会

第1回 平成25年4月13日

報告者 菊池理夫(南山大学法学部教授)

論 題 「災害と地域コミュニティ—コミュニティアニ
ズムの観点から」

第2回 平成25年5月11日

報告者 マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究
所第一種研究所員)

笹橋一輝(南山大学社会倫理研究所研究員)

論 題 「ランドケアの取り組みと展望—フィリピンの
山岳地域の農業を事例として」

第3回 平成25年5月18日

報告者 小林正弥(千葉大学大学院人文社会科学研
究科教授)

論 題 「コミュニティアニズムのフロンティア—理論
的整理と家族・子どもについて—」

討論者 菊池理夫(南山大学法学部教授)

第4回 平成25年6月8日

報告者 半澤朝彦(明治学院大学国際学部准教授)

論 題 「「音の政治学」は可能か」

討論者 土佐弘之(神戸大学大学院国際協力研究科教
授)

第5回 平成25年6月22日

共通テーマ 恋愛と結婚のあいだ—〈自己〉と〈所有〉
の迷宮

報告者 宮野真生子(福岡大学人文学部准教授)

論 題 「近代日本の「恋愛」からみる「自己」という
欲望」

報告者 藤田尚志(九州産業大学国際文化学部講師)

論 題 「〈所有〉と〈誓い〉の脱構築—現代フランス
哲学の視点から」

第6回 平成25年7月13日

共通テーマ 「良心なき人」の心理と倫理—サイコパ
シー研究とその含意—

報告者 大平英樹(名古屋大学大学院環境学研究科教
授)

論 題 「サイコパシーの合理性と適応性」

報告者 鈴木貴之(南山大学人文学部准教授)

論 題 「悪は病気か? そうだとしたら、それは何を意
味するのか?」

後 援 南山大学人文学部心理人間学科

第7回 平成25年12月14日

報告者 望月康恵(関西学院大学法学部教授)

論 題 「移行期正義のジレンマ—国際社会による正義
の追及は可能か—」

討論者 寺田俊郎(上智大学文学部教授)

共 催 日本平和学会中部・北陸地区研究会

研究会

「国際政治のモラル・アポリア」研究会(「国際社会」と
倫理」研究プロジェクト)

平成25年8月19日

報告者 小松志朗(早稲田大学助教)、千知岩正継(北
九州市立大学非常勤講師)、大庭弘継(南山大
学社会倫理研究所第一種研究所員)、中内政
貴(大阪大学特任講師)、杉浦功一(和洋女子
大学准教授)、佐藤史郎(大阪国際大学講師)、
眞嶋俊造(北海道大学准教授)、高橋良輔(佐
賀大学准教授)、池田文佑(インド O.P. ジン
ダル・グローバル大学大学院准教授)



共催研究会

日本平和学会中部・北陸地区研究会

平成 25 年 11 月 30 日

報告者 佐藤誠（立命館大学）

論 題 「過去の戦争、未来の戦争、そして現在の戦争
—日本人の戦争認識についての一考察—」

報告者 南山淳（筑波大学）

論 題 「『再定義』後の安全保障と批判的安全保障研
究—理論／実践の政治学をめぐる—」

討論者 杉山知子（愛知学院大学）、大庭弘継（南山大学）

司 会 佐藤史郎（大阪国際大学）

国際ワークショップ

Exploring the Origins of the Environmental Crisis（「ガバナ
ンスと環境問題」研究プロジェクト）

場 所 南山学園研修センター

平成 26 年 3 月 4 日～7 日

報告者 Aran Martin（ラトロップ大学センター・フォー・
ダイアログ研究員）、John Pullen（ニューイ
ングランド大学特任准教授）、Frank Uekotter
（バーミンガム大学歴史学部准教授）、Verena
Winiwarter（アルペン・アドリア大学社会生
態学研究所教授）、Helga Weisz（ポツダム気
候影響研究所研究領域長）、鬼頭宏（上智大学
大学院地球環境学研究科教授）、香坂玲（金
沢大学人間社会環境研究科准教授）、Christian
Dimmer（東京大学大学院工学系研究科助教）、
小林正典（横浜国立大学大学院環境情報研
究院特任准教授）、中澤信彦（関西大学経済学部
教授）、脇村孝平（大阪市立大学経済学部教授）、
籠橋一輝（南山大学社会倫理研究所研究員）

記録委員 Aran Martin、Winibaldus Stefanus Mere（ロ
ンドン大学法学部博士課程）

総合司会 マイケル・シーゲル（南山大学社会倫理研
究所第一種研究員）

講演会

南山大学「国連アカデミックインパクト」関連

平成 25 年 11 月 18 日

報告者 佐々木和之（ルワンダ・プロテスタント人文
社会科学大学 開発研究学部 平和・紛争研究
科長）

論 題 「修復的正義による和解を目指して—ルワンダ
大虐殺後の NGO 活動からの考察—」

主 催 南山大学社会倫理研究所

共 催 南山大学人間関係研究センター

シンポジウム

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催
公開シンポジウム「今、子どもを想う—児童保護にお
ける国と家族の役割—」

平成 25 年 10 月 20 日

報告者 荻野美佐子（上智大学総合人間科学部教授）、
丸山雅夫（南山大学大学院法務研究科教授）、
水野紀子（東北大学大学院法学研究科教授）

司 会 矢島基美（上智大学法学部教授）、竹内修一（上
智大学神学部教授）

総合司会 青木清（上智大学生命倫理研究所所長）

出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十八号

発行日 平成 25 年 11 月 20 日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第六号

発行日 平成 25 年 7 月 20 日

名 称 Michael T. Seigel, *Origins of the Environmental Crisis:
A Pragmatic Revisitation of the Question*

発行日 平成 25 年 6 月 20 日

名 称 ヨハネス・ヒルシュマイヤー著『工業化と企業
家精神』日本経済評論社

発行日 平成 26 年 3 月 18 日

2013 年度を振り返って

人事

丸山雅夫所長を中心に、マイケル・シーゲル第一種研究所員、奥田太郎第一種研究所員、大庭弘継第一種研究所員、鈴木真第一種研究所員を核とする研究所体制により、並列遂行中の複数の研究プロジェクトの推進協力を目標として、第二種研究所員 6 名および研究員 1 名の任用更新、非常勤研究員 5 名の再委嘱を行った。

ウェブサイト

懇話会、シンポジウムの案内など研究所活動に関する情報発信に努めた。現在、日本語サイトの全面的なリニューアルの準備がほぼ整い、英語サイトの立ち上げ準備中である。

懇話会・国際会議・シンポジウム

懇話会 7 回、国際ワークショップ 1 回、研究会 1 回、講演会 1 回、共催研究会 1 回、共催シンポジウム 1 回を開催した。

出版物

『社会と倫理』第二十八号、『時報しゃりんけん』第六号の刊行の他、ワークショップの英語版報告書（アジェンダ・パンフレット）1 つを刊行した。また、南山大学第三代学長ヨハネス・ヒルシュマイヤー氏の著作集を編纂し刊行した。

社会倫理研究奨励賞

野田宣雄氏（元南山大学教授）の篤志に基づき 2007 年度に創設された、若手による優秀な社会倫理研究論文に対して授与する社会倫理研究奨励賞について、第七回の募集・選定を実施した。自薦・他薦併せて 10 篇の応募があり、選定委員会の厳正なる審査の結果、受賞論文 1 篇、審査員賞 1 篇が選定された。

（丸山雅夫）



研究所活動記録

(2013 年4 月-2014 年3 月)

研究所主要スタッフ研究業績

Michael Seigel【マイケル・シーゲル】

翻訳

教皇ヨハネ二十三世回勅『パーチェム・イン・テリス：地上の平和』カトリック中央協議会、2013 年7 月。

研究報告書

Origins of the Environmental Crisis: A Pragmatic Revisitation of the Question, Nanzan University Institute for Social Ethics, 2013.

寄稿

“Landcare and Japan”, *SPELJ Newsletter*, Secretariat to Promote the Establishment of Landcare in Japan, No. 1, April, 2013, pp. 3-6.

“Project to Restore the Kogome Inlet”, *SPELJ Newsletter*, Secretariat to Promote the Establishment of Landcare in Japan, No. 1, April, 2013, pp. 3-6.

「ランドケアグループ立ち上げの手引書から見るランドケアの性質」『ランドケア・ジャパン設立への歩み』第3 号、pp. 3-6、2013 年6 月。

「記者あとがき」、教皇ヨハネ二十三世回勅『パーチェム・イン・テリス：地上の平和』カトリック中央協議会、2013 年7 月。

「マリブコン村と視察旅行の理由」『ランドケア・ジャパン設立への歩み』第3 号、pp. 3-6、2014 年3 月。

講演

「ランドケアと山村の再生——自然を尊重した地域づくりへの挑戦」三重県伊勢農林水産事務所主宰講演会、伊勢市矢持町実習館、2013 年12 月10 日。

奥田太郎【おくだ・たろう】

著書

『科学技術をよく考える：クリティカルシンキング練習帳』（伊勢田哲治・戸田山和久・調麻佐志・村上祐子編）名古屋大学出版会、2013 年4 月（ユニット9 課題文、スキル9-1、知識9-1を担当）。

『教養としての応用倫理学』共著（浅見昇吾・盛永審一郎編）丸善出版、2013 年10 月（7-4、7-5、8-8、8-9、

8-10、コラムを担当）。

“Avertizarea de integritate ca o condiție umană: o nouă abordare filosofică a limitelor normanitivității,” *Filosofia Japoneză Azi*, vol. coord. de Shunzo Majima and Emanuel-Mihail Socaciu (Traducere: Alexandru Năstase), Editura Universității din București, pp. 255-276, 2013.

“Commentary: Deliberation, Fair Outcome, and Empirical Evidence: An Analogy with Archives”, *The Future of Bioethics: International Dialogues*, ed. by Akira Akabayashi, Oxford University Press, pp. 575-578, 2014.

論文

「人道支援を支えるのは博愛か偏愛か」『社会と倫理』第28 号、pp. 149-159、2013 年11 月。

「当事と他事の間で生き方を問う倫理学」『倫理学年報』第63 集、pp. 8-17、2014 年3 月。

書評

「デイヴィッド・ヒューム（伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳）『人間本性論 第三巻 道徳について』『イギリス哲学研究』第37 号、日本イギリス哲学会、pp. 143-144、2014 年3 月。

学会発表

「自己変容と自己変容の語りとの隔たり——中岡成文『試練と成熟：自己変容の哲学』（大阪大学出版会）を読んで」、応用哲学会第5 回年次研究大会・ワークショップ「語る倫理学、ためらう哲学——応用と臨床のあいだ」、南山大学、2013 年4 月20 日。

「共感から「正義」の話をしよう？——ヒュームとスミスの政治哲学の可能性と限界」、ヒューム研究学会第24 回例会、南山大学、2013 年9 月6 日。

「当事と他事の間で生き方を問う倫理学」、日本倫理学会第64 回大会・共通課題「倫理学は生き方の指針を与えることができるのか」、愛媛大学、2013 年10 月6 日。

研究会報告

「内部告発における異議の構造」、京都生命倫理研究会・ワークショップ「異議申し立ての諸形式についての倫理学的研究」、京都女子大学、2013 年9 月21 日。

講演



「万引に関する全国意識調査に関する分析—毎年 12,000 人の調査結果を万引防止対策に活用する—」、NPO 法人全国万引犯罪防止機構 平成 25 年度総会パネルディスカッション（パネリストの一人として登壇）、アルカディア市ヶ谷、2013 年 6 月 24 日。

「万引等の非行に関する子どもと保護者の意識」、平成 25 年度愛知県万引ボランティア研修会、ウィル愛知、2013 年 8 月 25 日・30 日。

「万引等の非行に関する子どもと保護者の意識」、第 14 回愛知県万引防止対策協議会、愛知県三の丸庁舎、2013 年 8 月 28 日。

「万引を中心とする逸脱行動について親と子はどのように考えているのか～愛知県内の調査に基づいて～」、平成 25 年度青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（冬期）、名古屋市教育館、2013 年 12 月 20 日。

「愛知県内の児童及び保護者に対する非行に関する意識調査の報告」、第 15 回愛知県万引防止対策協議会、愛知県三の丸庁舎、2014 年 1 月 27 日。

寄稿

『『倫理学という構え—応用倫理学原論』の概要』『応用倫理—理論と実践の架橋—』vol. 7（書評特集 奥田太郎著『倫理学という構え—応用倫理学原論』）、北海道大学応用倫理研究教育センター、pp. 28-29、2013 年 10 月。

「応答—いわば構えと構えのシーソーゲーム」『応用倫理—理論と実践の架橋—』vol. 7（書評特集 奥田太郎著『倫理学という構え—応用倫理学原論』）、北海道大学応用倫理研究教育センター、pp. 48-54、2013 年 10 月。

調査報告書

「第八回万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書」（瀧川哲夫、坂井昭宏、児玉聡とともに分析・報告書作成）、特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構、2013 年 6 月。

「平成 24 年度愛知県内の児童及び保護者を対象とした非行に関する意識調査・分析報告書」（瀧川哲夫、坂井昭宏、児玉聡とともに分析・報告書作成）、愛知県警察本部少年課、2014 年 1 月。



大庭弘継【おおば・ひろつぐ】

書評・新刊紹介

「倫理学を異分野が活用するために」（書評：奥田太郎著『倫理学という構え—応用倫理学原論』（ナカニシヤ出版、2012 年））『社会と倫理』第 28 号、pp. 167-172、2013 年 11 月。

「手塚洋輔著『戦後行政の構造とディレンマ—予防接種行政の変遷』（藤原書店、2010 年）」『社会と倫理』第 28 号、pp. 189-190、2013 年 11 月。

「ロメオ・ダレール著（金田耕一訳）『なぜ、世界はルワンダを救えなかったのか—PKO 司令官の手記』（風行社、2012 年）」『社会と倫理』第 28 号、p. 191、2013 年 11 月。

学会発表

「平和維持のダブル・バインド——対立する二つの『民間人保護』」日本平和学会秋期研究大会、明治学院大学、2013 年 11 月 9 日。

研究会報告

「ヴィンセントの呪い？—人道的介入の問題定式化と限界」（テーマ「いま介入の時代に改めてビンセントを読み直す：Human Rights and International Relations を中心に」）英国学派基礎理論研究会、早稲田大学、2013 年 5 月 25 日。

「人道的介入—避けられない非人道性」（小松志朗氏との共同報告）並びに「対テロ戦争—終わりが遠ざかる戦争」「国際政治のモラル・アポリア」研究会、南山大学、2013 年 8 月 19 日。

「保護する責任のアポリア—人道的介入の実践における正しさの揺らぎ—」東海地区政治思想研究会、名古屋大学、2014 年 1 月 23 日。

鈴木 真【すずき・まこと】

著書

“Problema demarcatiei dintre știință și pseudo-știință. Aspecte sociale controversate cu privire la ceea ce pare să fie pseudo-știință în medicină,” *Filosofia Japoneză Azi*, vol. coord. de



Shunzo Majima and Emanuel-Mihail Socaciu (Traducere: Doru Morasu, Delia Ivan), Editura Universităţii din Bucureşti, pp. 127-161, 2013.

論文

「非認知主義の本性と意義」『実践哲学研究』第 36 号、pp. 31-69、2013 年 10 月。

「哲学・倫理学における道德判断研究の現状——道德判断の本性と情理」『社会と倫理』第 28 号、pp. 119-148、2013 年 11 月。

書評・新刊紹介

「キャス・サンスティーン著、田沢恭子訳・斎藤誠解説『最悪のシナリオ—巨大リスクにどこまで備えるのか』（みすず書房、2012 年）」『社会と倫理』第 28 号、p. 192、2013 年 11 月。

学会発表

「福利（Well-Being）に関する哲学的懸念と心理学・経済学における主観的福利研究」科学哲学会第 46 回大会、法政大学市ヶ谷キャンパス、2013 年 11 月 23 日。

“How Have Japanese Philosophers Responded to the Problems of Risk Arising from the Fukushima Nuclear Accident? (Can We Learn from Them?)” Applied Ethics: The Eighth International Conference in Sapporo, Center for Applied Ethics and Philosophy at Hokkaido University, November 2, 2013.

“A Naturalistic Account of Current Moral Language: Partial Reference and Partial Truth”、日本哲学会第 72 回大会 インターナショナルセッション “On Moral Properties: Problems and Varieties of Moral Realism”、お茶の水女子大学、2013 年 5 月 12 日。

寄稿

「諸言」（特集：道德判断研究の現在—心理学と倫理学）『社会と倫理』第 28 号、pp. 81-84、2013 年 11 月。

「学界報告 南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム「私たちは他人を助けるべきか—非常時の社会・心理・倫理」」『時報しゃりんけん』第 6 号、pp. 12-15、2013 年 7 月。

籠橋一輝【かごはし・かずき】

論文

“An Inquiry into Institutional Drought Adaptation and Sustainability: Some Implications from the Case of the Sanuki Plain”, *Digital Library of the Commons*, Indiana University (published online at: <http://dlc.dlib.indiana.edu/dlc/handle/10535/8917>), pp.1-17, 2013.

研究報告書

「平成 24 年度研究成果報告書：渇水地域における持続可能な水管理の制度的条件に関する研究」クリタ水・環境科学振興財団、pp.1-3、2013 年 10 月。

学会発表

“An inquiry into institutional drought adaptation and sustainability: Some implications from the case of the Sanuki Plain”, 14th Global Conference of the International Association for the Study of the Commons, June 3-7, 2013, Kitafuji, Japan.

講演

「フィリピンにおけるランドケアの現状と課題」社会倫理研究所第 2 回懇話会『ランドケアの取り組みと展望—フィリピンの山岳地域の農業を事例として』南山大学 ロゴスセンター、2013 年 5 月 11 日。

「持続的な地域発展を考える—香川県讃岐平野の渇水管理を事例として」ET の会（技術者倫理研究会）第 34 回例会、2013 年 7 月 13 日。

寄稿

「持続可能性を考えるための 10 冊」『時報しゃりんけん』第 6 号、pp.32-35、2013 年 7 月。

「「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告」『時報しゃりんけん』第 6 号、pp.24-27、2013 年 7 月。

「富士山麓で開催された国際コモンズ学会第 14 回の記録」『財政と公共政策』第 35 巻第 2 号、pp.134-139、2013 年 10 月。

「フィリピンにおけるランドケア活動の現状と課題」『ランドケア・ジャパン設立への歩み』第 3 号、pp.7-15、2014 年 3 月。

研究所活動記録

(2013 年 4 月 - 2014 年 3 月)

研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録

2013 年

- 4 月 6 日 大庭所員、グローバル・ガバナンス学会第 2 回研究大会（於立命館大学）に参加。
- 4 月 13 日 社倫研第 1 回懇話会開催。
- 4 月 20-21 日 大庭所員、奥田所員、鈴木所員、大会実行委員として応用哲学会（於南山大学）を運営。奥田所員、報告発表。竈橋研究員、参加。
- 4 月 26 日 大庭所員、京都人類学研究会 4 月例会（於京都大学）に参加。
- 4 月 27 日 奥田所員、中部哲学会委員会（於名古屋大学）に総務担当委員として出席。竈橋研究員、水研究会（於京都大学）に指定討論者として参加。
- 4 月 30 日 奥田所員、少年非行問題に関する研究会（於京都）に参加。
- 5 月 8 日 大庭所員、南山大学人間関係研究センター講演会（於南山大学）に参加。
- 5 月 11 日 社倫研第 2 回懇話会開催。
- 5 月 11-12 日 鈴木所員、日本哲学会（於お茶の水女子大学）に報告参加。奥田所員、参加。
- 5 月 18 日 社倫研第 3 回懇話会開催。
- 5 月 21 日 大庭所員、南山大学アメリカ研究センター等主催シンポジウム（於南山大学）に参加。
- 5 月 25 日 大庭所員、英国学派基礎理論勉強会（於明治大学）にて報告。
- 5 月 26 日 大庭所員、日本アフリカ学会第 50 回学術大会に参加。
- 5 月 29 日 大庭所員、名古屋工業大学技術倫理研究会第 24 回公開講演会に参加。
- 5 月 30 日 奥田所員、科研「都市の環境倫理の構築に向けた基盤研究」講演会（代表者：吉永明弘）に討論者として参加。
- 6 月 1 日 大庭所員、同志社大学経済学部公開講演会に参加。
- 6 月 2-7 日 シーゲル所員、竈橋研究員、国際コモンズ学会第 14 回世界大会（於北富士）に報告参加。
- 6 月 8 日 社倫研第 4 回懇話会開催。
- 6 月 15-16 日 大庭所員、日本平和学会 2013 年度春季研究大会（於大阪大学）に参加。
- 6 月 22 日 社倫研第 5 回懇話会開催。
- 6 月 24 日 奥田所員、NPO 法人全国万引犯罪防止機構平成 25 年度総会パネルディスカッション（於アルカディア市ヶ谷）にて登壇。
- 6 月 26 日 大庭所員、奥田所員、鈴木所員、竈橋研究員、南山学会経済系列第 1 回研究例会に参加。大庭所員、大学史料室＝アジア・太平洋研究センター共催講演会（於南山大学）に参加。
- 6 月 29-30 日 大庭所員、日本国際連合学会第 15 回（2013 年度）研究大会（於関西学院大学）に参加。
- 7 月 6 日 大庭所員、国際安全保障学会定例研究会（於同志社大学）に参加。奥田所員、中部哲学会委員会（於名古屋大学）に総務担当委員として出席。
- 7 月 11-12 日 竈橋研究員、讃岐平野の渇水管理に関する調査（於香川県）を実施。
- 7 月 13 日 社倫研第 6 回懇話会開催。竈橋研究員、ET の会（技術者倫理研究会）第 34 回例会で講演。
- 7 月 14 日 奥田所員、「法と人間科学」責任班研究会（於名古屋大学）に参加。
- 7 月 16 日 奥田所員、京都府非行防止教室を参観。
- 7 月 19 日 大庭所員、2013 年アジア経済研究所夏期公開講座に参加。
- 7 月 23-24 日 竈橋研究員、過疎問題の現状に関する聞き取り調査（於三重県伊勢市矢持）を実施。
- 7 月 25-26 日 竈橋研究員、讃岐平野の渇水管理に関する聞き取り調査（於香川県）を実施。
- 8 月 5-9 日 鈴木所員、山口大学人文学部にて集中講義。
- 8 月 7 日 奥田所員、少年非行問題に関する研究会（於京都）に参加。
- 8 月 8 日 大庭所員、外務省にてコンゴ担当官をインタビュー。
- 8 月 10 日 鈴木所員、中部生命倫理研究会（於愛知県がんセンター）に参加。



8月16日 籠橋研究員、博士論文検討会（於：京都大学）に参加。

8月19日 大庭所員、「国際政治のモラル・アポリア」研究会（於南山大学）を主催、報告。奥田所員、鈴木所員、参加。

8月20日-9月19日 シーゲル所員、籠橋研究員、ランドケアに関する海外調査（於豪州サウスウェールズ州、ヴィクトリア州）を実施。

8月21日-9月2日 大庭所員、コンゴ民主共和国で現地調査。

8月25日 奥田所員、平成25年度愛知県万引ボランティア研修会（於ウィル愛知）にて講演。

8月28日 奥田所員、第14回愛知県万引防止対策協議会（於愛知県三の丸庁舎）にて講演。

8月30日 奥田所員、平成25年度愛知県万引ボランティア研修会（於ウィル愛知）にて講演。

9月5-6日 奥田所員、ヒューム研究学会第24回例会（於南山大学）を主催、報告参加。大庭所員、参加。

9月9日 奥田所員、「法と人間科学」責任班研究会（於名古屋大学）に参加。

9月14日 奥田所員、鈴木所員、名古屋哲学フォーラム（於南山大学）を世話人として主催。

9月15日 奥田所員、ネットワーク日本哲学研究会（於キャンパスプラザ京都）に司会として参加。

9月15-16日 大庭所員、日本政治学会（於北海学園大学）に参加、司会を務める。

9月21日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於京都女子大学）で報告参加。大庭所員、鈴木所員、出席。

9月21-22日 籠橋研究員、環境経済政策学会年次大会（於：神戸大学）に指定討論者として参加。

9月25日 大庭所員、防衛研究所第12回戦争史研究国際フォーラム（於東京）に参加。鈴木所員、安川晴基氏（慶應義塾大学）講演会（於名古屋大学）に参加。

9月26日 大庭所員、東海地区政治思想研究会（於名古屋大学）に参加。

9月28-29日 奥田所員、鈴木所員、中部哲学会年次大会（於信州大学）に参加、司会を務める。奥田所員、中部哲学会委員会に総務担当委員として出席。

10月4-6日 奥田所員、日本倫理学会第64回大会（於愛媛大学）に参加、シンポジウム登壇。鈴木所員、参加。

10月8日 籠橋研究員、Joint Seminar on Adaptation and Sustainability（於：京都大学）に報告参加。

10月12日 籠橋研究員、水研究会（於：京都大学）に報告参加。

10月20日 社倫研・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム（於上智大学）開催。

10月25日 鈴木所員、木俣元一教授講演会（於名古屋大学）に参加。

10月28-29日 籠橋研究員、讃岐平野の湧水管理に関する聞き取り調査（於香川県）を実施。

11月1-2日 鈴木所員、The Eighth International Conference on Applied Ethics in Sapporo（於北海道大学）に報告参加、司会を務める。

11月1-3日 奥田所員、関西倫理学会（於立命館大学）に参加、司会を務め、開催倫理学会委員会に委員として出席。鈴木所員、3日のみ参加。

11月8日 奥田所員、少年非行問題に関する研究会（於京都）に参加。

11月9-10日 大庭所員、日本平和学会秋期研究大会（於明治学院大学）にて報告。鈴木所員、International Discussion of Ethics and Well-being（於京都大学）に参加。

11月9日 奥田所員、鈴木所員、応用哲学会大会実行委員会（於京都大学）に実行委員として出席。

11月16日 大庭所員、立命館大学英国学派研究会第1回シンポジウム（於立命館大学）に参加。

11月18日 南山大学「国連アカデミック・インパクト」関連講演会（社倫研共催）開催。

11月20日 奥田所員、南山学会シンポジウムにて司会を務める。大庭所員、鈴木所員、参加。

11月23日 鈴木所員、科学哲学会第46回大会（於法

政大学)に報告参加。

11月26日・28日 鈴木所員、リック・ベニテス教授講演会(於名古屋大学)に参加。

11月30日 日本平和学会中部・北陸地区研究会との共催研究会開催。大庭所員、討論者を務める。

11月30-12月1日 奥田所員、日本生命倫理学会(於東京大学)に参加。

12月1日 箆橋研究員、過疎問題への取り組みについて視察(於岐阜県白川町)。

12月3日 箆橋研究員、自然農の現状について視察(於長野県諏訪郡富士見町)。

12月7日 奥田所員、鈴木所員、名古屋哲学会講演会に参加。

12月10日 箆橋研究員、ランドケア・ワークショップ(於三重県伊勢市矢持)でコーディネーターを務める。シーゲル所員、講演。

12月14日 社倫研第7回懇話会開催。

12月15日 奥田所員、「法と人間科学」責任班研究会(於早稲田大学)に参加。箆橋研究員、本質的自然資本研究会(於：南山大学)を主催、報告参加。

12月20日 奥田所員、平成25年度青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)(於名古屋市教育局)にて講演。

12月22日 奥田所員、ネットワーク日本哲学研究会(於京都大学)に参加。

12月28日 箆橋研究員、京都生命倫理研究会(於京都大学)に報告参加。大庭所員、奥田所員、鈴木所員参加。

2014年

1月10-12日 箆橋研究員、荒瀬ダム撤去に関する視察と聞き取り調査(於熊本県)を実施。

1月23日 大庭所員、東海地区政治思想研究会(於名古屋大学)にて報告。

1月24日 鈴木所員、泉美知子氏講演会(於名古屋大学)に参加。

1月25日 鈴木所員、John Stuart Mill *A System of Logic* 翻訳検討会(於京都女子大学)に参加。

1月27日 奥田所員、第15回愛知県万引防止対策協議会(於愛知県三の丸庁舎)にて講演。

2月1-2日 箆橋研究員、伝統的な炭焼技術を視察(於三重県伊勢市矢持)。

2月5日 第7回社会倫理研究奨励賞選定委員会。

2月15日 奥田所員、ワークショップ「家族(と)法の臨界点～多様化する現代日本の愛・性・家族について考えてみる」(於九州産業大学)にて対話者として登壇。

2月18日 大庭所員、奥田所員、鈴木所員、龍谷大学アフラスシア多文化社会研究センター(於龍谷大学)を訪問。シーゲル所員、第10回「WCC総会と日本の教会」シンポジウムにて報告参加。

2月23日 箆橋研究員、伝統的な炭焼技術を視察(於三重県伊勢市矢持)。

2月26日 大庭所員、立命館大学英国学派シンポジウム(於立命館大学)に参加。

3月2日 鈴木所員、John Stuart Mill *A System of Logic* 翻訳検討会(於関西学院大学)に参加。

3月4-7日 社倫研・国際ワークショップ Exploring the Origins of the Environmental Crisis 開催(於南山学園研修センター)。箆橋研究員、研究報告。

3月8日 奥田所員、鈴木所員、日本感情心理学会セミナー(於名古屋大学)に参加。大庭所員、京都生命倫理研究会(於京都大学)参加。

3月13-15日 奥田所員、青島恒星职业技术学院(中国)を視察。

3月16日 奥田所員、ネットワーク日本哲学研究会(於京都大学)に参加。

3月17日 第7回社会倫理研究奨励賞授賞式・受賞記念講演会。

3月18日-4月4日 シーゲル所員、箆橋研究員、ランドケアに関する海外調査（於豪州ヴィクトリア州）を実施。

3月19-31日 大庭所員、旧ユーゴスラヴィア諸国にて現地調査。

3月20日 鈴木所員、John Stuart Mill *A System of Logic* 翻訳検討会（於関西学院大学）に参加。

3月23日 奥田所員、第34回臨床哲学研究会（於大阪大学）に参加。

3月24日 奥田所員、鈴木所員、応用哲学会大会実行委員会（於関西大学）に実行委員として出席。

3月28日 奥田所員、日本イギリス哲学会理事会に理事として出席。

3月29-30日 奥田所員、日本イギリス哲学会（於東洋大学）に参加。



南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

大庭 弘継 総合政策学部総合政策学科・講師 [国際政治学]

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・准教授 [倫理学、応用倫理学]

Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・教授 [カトリック社会倫理、和解学]

鈴木 真 人文学部人類文化学科・講師 [哲学、倫理学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

大竹 弘二 外国語学部ドイツ学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]

坂下 浩司 人文学部人類文化学科・教授 [西洋古代哲学史、応用倫理学 (工学倫理)]

杉原 桂太 理工学部システム数理学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]

鈴木 貴之 人文学部人類文化学科・准教授 [心の哲学 (心理学の哲学、認知科学の哲学)]

林 雅代 人文学部心理人間学科・准教授 [教育史、教育社会学]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

水留 正流 法学部法律学科・准教授 [刑法、精神医療]

三好 千春 人文学部キリスト教学科・教授 [キリスト教史]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

研究員

笹橋 一輝 南山大学国際化推進事業担当 [地球環境学、環境経済学]

非常勤研究員

池田 丈佑 富山大学人間発達科学部・准教授 [国際関係論]

石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]

伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]

梅澤 彩 熊本大学大学院法曹養成研究科・准教授 [民法、家族法]

川崎 勝 南山大学経済学部・元教授 [日本近代史、日本経済史]

香坂 玲 金沢大学大学院人間社会環境研究科・准教授 [環境経済学、国際協力論]

小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター・教授 [科学哲学、科学論、科学技術論]

瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院工学研究科・教授 [古代哲学、技術者倫理]

高橋 良輔 佐賀大学文化教育学部・准教授 [現代政治理論、国際関係論、政治社会学]

谷口 照三 桃山学院大学経営学部・教授 [経営学、経営哲学、経営倫理学]

中野 涼子 シンガポール国立大学人文社会科学部日本学科・助教授 [国際関係論、日本近代思想史]

福永 真弓 大阪府立大学 21 世紀科学研究機構エコ・サイエンス研究所・准教授 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 北海道大学応用倫理研究教育センター・准教授 [応用倫理学]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

2014 年 4 月 1 日現在

研究プロジェクト関連マップ 2014

「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

「公正と平和」研究プロジェクト

「保護する責任」研究プロジェクト

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト

「経済・経営・倫理」研究プロジェクト

「法・制度・倫理」研究プロジェクト

「倫理学の可能性」研究プロジェクト

「科学技術と倫理」研究プロジェクト

「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト

カトリック社会倫理研究プロジェクト

「歴史・記憶・情報」研究プロジェクト

編集後記

2013年度もまた、昨年度に引き続き、コアスタッフ5名で精力的な活動を展開することができました。春の段階から、非常に多様で挑戦的なテーマでの懇話会を次々と開催し、社会倫理にまつわる様々なトピックを学生、専門家、一般の方々と交えて討議し合うことができました。また、3月には3年がかりで準備を進めてきた「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト（「経済と環境問題」編）の国際ワークショップが開催され、4日間にわたって充実した議論が交わされました。現在、その成果報告書（アジェンダ・パンフレット）が編集されており、まもなくお届けできる予定です。他方で、出版物についても成果が得られました。一つは、「国際社会」と倫理」研究プロジェクトの一環として、多くの若手共同研究者たちとともに大庭所員が牽引役を務めながら2年をかけて編纂した『国際政治のモラル・アボリア』（ナカニシヤ出版、2014年）が刊行されました。また、研究所設立30周年の2010年に編纂委員会を立ち上げたヒルシュマイヤー著作集編纂プロジェクトがようやく完成を迎え、2014年3月に、ヨハネス・ヒルシュマイヤー著『工業化と企業家精神』（日本経済評論社）として無事刊行の運びとなりました。

現行スタッフ体制での最後の一年となる2014年度もすでに様々な企画が進行中です。本年度もまた、一層のご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。（*なお、『時報しゃりんけん』はISSNを取得しました。）

奥田太郎

2014 年 8 月 25 日 発行

編集兼発行人 南山大学社会倫理研究所
名古屋市昭和区山里町 18 〒466-8673
電話 (052) 832-3111 (代表)
代表者 丸山雅夫
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp
http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/
印刷所 株式会社クイックス
名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒456-0004
電話 (052) 871-9190 (代表)

ISSN 2188-7985 Printed in Japan

